

出席委員（12名）

委員長	坂本健治	副委員長	谷上昇
委員	小野林治三夫	委員	原重樹
委員	森久往	委員	スペル・デルフィン
委員	阿部博	委員	井阪雄大
委員	遠藤隆志	委員	吉川茂樹
委員	北川美穂	委員	関戸繁樹

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議長	山本秀明	副議長	浜田千秋
----	------	-----	------

説明のため出席した者の職氏名

市		長	辻	宏	康
副	市	長	森	吉	豊
副	市	長	並	木	敏昭
教	育	長	大	槻	亮志
危	機	管	堀	勇	樹
市	長	公	前	田	正和
総	務	部	土	本	修一
環	境	産	山	崎	光一
福	祉	部	西	川	加恵
市	民	生	立	花	達也
子	育	て	藤	原	一也
都	市	デ	林	田	勝巳
会	計	管	田	中	靖晃
行	政	委	森	博	紀
教	育	次	辻	公	伸
教	育	・	東	直	樹
	こ	ど			
	も	部			
	長				

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

教育・こども部教育指導監	上田茂幸
消防長	式森一彦

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	井阪弘樹	総務課長	上岡繁
総務課議事調査係総括主査	西垣聡	総務課議事調査係主事	香山幸輝

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

○坂本健治委員長 おはようございます。

委員の皆様には御出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員出席しておりますので、これより決算審査特別委員会を開催いたします。



◎認定第1号 令和6年度和泉市一般会計決算認定について

○坂本健治委員長 それでは、一般会計の歳出のうち、第8款消防費、第9款教育費の審査をお願いします。

質疑の発言はありませんか。

阿部委員。

○阿部 博委員 おはようございます。公明党の阿部です。

私のほうから、消防費、1件質問させていただきます。

ページ数ですけれども、251ページ、消防職員人事管理事業、18負担金補助及び交付金、ドローン飛行操縦技能講習負担金と、255ページ、消防署所設備整備事業、17備品購入費、ドローン購入費です。

また、今回の質問に当たり、他の委員と重複しましたら御容赦のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず初めに、255ページの消防署所設備整備事業の17備品購入費、ドローン購入費についてお聞きいたします。

今回ドローンを購入されましたが、今回の購入に至る経緯と併せて入札状況をお教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○辻中清貴消防本部警備課長 警備課長の辻中です。

平成29年11月に、民間事業者様より地域貢献の一環として消防本部に対しドローン2基の寄贈を受け、一昨年までその2基を所有していましたが、メーカーが事業撤退したためバッ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

テリーの更新ができなくなり、運用できなくなったことに加え、当時はまだ国におけるドローン整備に係る規制も大まかで、ドローン自体も災害に特化したドローンではありませんでした。そのため、今回災害に特化したドローンを購入したものであります。

契約方法につきましては指名競争入札です。業者登録で物品、電気、通信、機器等に登録のある市内業者7者を指名しましたが不調となり、2回目の入札では、1回目の入札辞退者を除いた1者に加えて、同じく電気、通信、機器等に業者登録のある市外業者のうち、取扱製品欄等にドローンの記載がある者に入札参加意向確認調査を行った結果、参加する意向との回答があった2者、合計3者を指名し、入札したものです。

以上です。

○坂本健治委員長 阿部委員、どうぞ。

○阿部 博委員 ありがとうございます。経緯と入札状況は分かりました。

先ほどの御答弁で災害対応に特化したドローンとの御説明がありましたが、今回購入された機種にはどのような災害対応機能が備えられているのですか。また、その機種は、今回は何機購入されたか、お尋ねいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○辻中清貴消防本部警備課長 警備課長の辻中です。

今回購入しましたドローンにつきましては、本来の光学ズームカメラに加え赤外線カメラも搭載し、夜間等の暗い中でも要救助者の確認ができるとともに、通常火災においても延焼危険箇所の特定にも活用できるものです。それらに加え、今回の機種にはサーチライトやスピーカーも追加で装備しましたので、上空からの遭難者への呼びかけや、住民等への上空からの広報を可能としています。

また、今回の機種は中型機種であり、範囲が小さい災害現場では小回りが利き、また、風等の影響を受ける山間部等の広範囲な災害現場では安定した飛行ができるなど、大型機・小型機両方の特有を兼ね備えた和泉市の地形を考慮した機種であり、多岐にわたり活用できるモデルを1基購入しております。

以上です。

○坂本健治委員長 阿部委員、どうぞ。

○阿部 博委員 ありがとうございます。災害対応に特化したドローンであるということはいく分かりました。

では次に、このドローン購入に関して、251ページ、消防職員人事管理事業の18負担金補

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

助及び交付金、ドローン飛行操縦技能講習負担金についてお聞きいたします。この講習についてはどのようなものでしょうか、お尋ねします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○辻中清貴消防本部警備課長 警備課長の辻中です。

ドローンの操縦につきましては、以前は技能認証等の規定もなく、主に10時間以上飛行訓練を実施した者を消防本部として操縦者に指名し、ドローンを操縦させていましたが、現在は、国からの技能認証等の規定における総務省消防庁からの方策として、1、技能認証等を実施する民間団体の講習等を受けて技能認証等を得ること、または、2、飛行能力を適切に有していることを確認できるだけの体制を整え、それにより消防機関内での教育を実施することとなっていることから、昨年度の新規機体購入を機に、操縦者の育成のため隊員にドローン飛行操縦技能講習を受講させ、民間資格を取得させたものです。

以上です。

○坂本健治委員長 阿部委員、どうぞ。

○阿部 博委員 ありがとうございます。講習を受ける意図がよく分かりました。

では、その講習の内容を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○辻中清貴消防本部警備課長 警備課長の辻中です。

講習の内容におきましては、国土交通省の登録講習にのっとり、4日間の講習で航空法等の法令関係を主とした座学、許可申請方法等の学科、実際にドローンを飛ばした実技訓練や夜間飛行操縦を可能とした夜間実技講習を修了した後、実技試験、学科試験を経て民間資格を取得できるといった講習となります。

以上です。

○坂本健治委員長 阿部委員、どうぞ。

○阿部 博委員 ありがとうございます。講習内容についてはよく分かりました。

では、現在のドローンの運用体制についてお教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○辻中清貴消防本部警備課長 警備課長の辻中です。

ドローンの運用体制につきましては、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、有資格隊員は現在6名ですので、和泉消防署警防第一課及び警防第二課の警防係調査情報支援担当に各課3名ずつ配置しており、ドローン機体は和泉消防署の火災原因調査車に積載しております。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ので、運用管理者である和泉署長または運用責任者である和泉及び中央消防署中隊長が必要と判断した場合には、有資格者と共に出場し、運用することとなっています。

また、今後の資格者の養成計画を踏まえた運用体制ですが、令和7年度にも6名の養成を行い、12名の有資格者により運用体制も強化できることとなります。

以上です。

○坂本健治委員長 阿部委員、どうぞ。

○阿部 博委員 ありがとうございます。ドローンの運用体制についてよく分かりました。

それでは、実戦配備時期と、今後、消防本部ではどのような活用を考えているか、お教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○辻中清貴消防本部警備課長 警備課長の辻中です。

実戦配備につきましては、令和7年8月1日から運用を開始しております。

また、今回、災害対応に特化したドローンを導入したことにより、一般火災の早期状況把握や上空からの飛び火の確認はもちろんのこと、山岳遭難捜索時には搭載するスピーカーを使った遭難者に対する呼びかけや救助に向かう隊員の動きの監視、夜間捜索等においてもサーチライトや赤外線カメラを活用し、行方不明者の捜索が可能です。また、土砂災害での2次災害監視等も行い、要救助者及び隊員の安全管理での活用も考えております。

水難救助現場では、隊員がアプローチするまでの早期捜索や水面ブッシュ地帯への上空からの広範囲な捜索が可能となり、水難救助においても大変有効と考えています。

さらに、火災調査におきましては、今まで確認しにくかった部分を、ドローンを活用し俯瞰撮影や赤外線撮影することにより、延焼の状況がより一層把握でき、記録することが可能になります。

このような様々な活用により、現場活動のより一層の強化を図ります。

以上です。

○坂本健治委員長 阿部委員、どうぞ。

○阿部 博委員 最後に意見を述べさせていただきます。

今回購入されました災害対応のドローンは、消防活動における新たな目として、大規模災害時の初動対応や安全確保に欠かせない重要なツールであると考えます。今後、和泉市消防本部におかれましても、機体性能の向上、人材育成、データ活用体制の整備など、実戦的な運用体制の強化をさらに進めていただきますようお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○坂本健治委員長 他に質疑の発言はありませんか。

スペル・デルフィン委員。

○スペル・デルフィン委員 明政会のデルフィンです。

5点です。261ページ、学校教育支援事業についてと、267ページ、奨学金事業についてと、297ページ、史跡整備事業についてと、303ページ、美術館管理運営事業についてと、307ページ、スポーツ普及・体力向上事業についての5点です。よろしくお願いします。

まず、1点目の261ページのいじめ防止対策委員会委員報酬についてお聞きします。

まずは、いじめ防止対策委員の役割についてお答えください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○仲谷正太郎教育・こども部学校教育室児童生徒支援担当課長（教育センター所長） 児童生徒支援担当課長の仲谷です。

いじめ防止対策委員会委員報酬につきましては、大きく2つの役割があり、1つ目は、いじめ防止等に係る助言等をいただく委員報酬で、2つ目は、いじめのうち重大事態と認められ、かつ、第三者での調査が必要になった事案に係る臨時委員の報酬でございます。

以上です。

○坂本健治委員長 スペル・デルフィン委員、どうぞ。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

それでは、報酬決算額389万6,000円の内訳についてお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○仲谷正太郎教育・こども部学校教育室児童生徒支援担当課長（教育センター所長） 児童生徒支援担当課長の仲谷です。

まず、いじめ防止対策委員会の委員報酬が、年2回の開催で4万8,000円支出しました。

次に、いじめの重大事態に係る臨時委員の報酬として、1件の案件について15回の調査審議会議及び関係者の聞き取り調査等を実施したことにより、384万8,000円を支出したものです。

以上です。

○坂本健治委員長 スペル・デルフィン委員、どうぞ。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

重大事態調査については、その性質から多額の費用がかかることに加え、被害を受けた子どもの人権や個人情報への配慮もあることから、詳細な内容は答えられないと理解はしてお

ります。

一方、いじめについて、最近は全国的にインターネット上の誹謗中傷に関わるものが増加しているとも聞きます。和泉市では、令和4年6月に議員提案で和泉市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例が制定されましたが、それ以降、本市の学校におけるインターネット等を介したいじめの状況はどのようになっているのかをお聞きます。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○仲谷正太郎教育・こども部学校教育室児童生徒支援担当課長（教育センター所長） 児童生徒支援担当課長の仲谷です。

令和6年度のいじめ認知件数のうち、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされた件数は、小学校で15件、中学校で54件でした。小学校の件数は減少していますが、中学校の件数は令和5年度より増加しています。

以上です。

○坂本健治委員長 スペル・デルフィン委員、どうぞ。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

中学校の件数が増加している要因を教育委員会としてどのように分析されていますか、お聞きます。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○仲谷正太郎教育・こども部学校教育室児童生徒支援担当課長（教育センター所長） 児童生徒支援担当課長の仲谷です。

中学校でのインターネット等を介したいじめが増加している理由として、多様なSNSアプリの登場により、これまで以上に中学生がスマホを利用する頻度が高まったことや、利用時間が長くなることで、トラブルも増加傾向にあると考えております。

以上です。

○坂本健治委員長 スペル・デルフィン委員、どうぞ。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

そのような現状に対し、教育委員会や学校では、インターネットを介したいじめ防止のため、どのような取組を実施しているのかについてお聞きます。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○仲谷正太郎教育・こども部学校教育室児童生徒支援担当課長（教育センター所長） 児童生

徒支援担当課長の仲谷です。

中学校では、警察や大阪府少年サポートセンター等による非行防止教室を実施し、ネットいじめについて指導したり、学級活動や道徳の授業、集会等ふだんの教育活動の様々な場面において、インターネットリテラシーを高める取組を実施しています。

また、SNSを含むインターネット利用に関わるトラブルは表面化しにくいことから、早期発見、早期対応を進めるため、教育委員会と健康づくり推進室が連携し、教職員対象の研修を実施するなど、児童・生徒のSOSの出し方教育の推進と、教職員のSOSの受け止めスキルの向上を進めているところです。

以上です。

○坂本健治委員長 スペル・デルフィン委員、どうぞ。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

次に、266ページ、奨学金事業についてお伺いします。

まず、奨学金の目的及び制度についてお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○柴田邦浩教育・こども部学校教育室人権教育担当課長 人権教育担当課長の柴田です。

和泉市子どもの夢応援奨学基金は、経済的理由により就学が困難な者に対し、奨学金の給付・貸付けにより教育の機会均等を図ることを目的としております。制度としては返済が不要な給付型と返済が必要な貸付型がございます。

以上です。

○坂本健治委員長 スペル・デルフィン委員、どうぞ。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。奨学金の目的は分かりました。

制度として給付型と貸付型があるということですが、それぞれどのような内容になっているのかお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○柴田邦浩教育・こども部学校教育室人権教育担当課長 人権教育担当課長の柴田です。

給付型については、世帯収入が定められた所得基準額未満の世帯の生徒に対して、高等学校等入学時に教科書等購入費用相当額の一部として4万円の給付を行い、返済は不要としています。

貸付型については、世帯収入が定められた所得基準額未満の世帯、あるいは生活保護受給世帯の生徒に対して、入学資金9万円以内や、奨学資金、私立の場合、月額8,000円以内、

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

公立の場合、月額6,000円以内の貸付けを行い、最長11年間で分割にて返済いただく制度です。

以上です。

○坂本健治委員長 スペル・デルフィン委員、どうぞ。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。奨学金制度の詳しい内容については分かりました。

高校については授業料無償化が進むと聞いておりますが、奨学金の活用状況と今後の方向性についてお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○柴田邦浩教育・こども部学校教育室人権教育担当課長 人権教育担当課長の柴田です。

給付型では、令和6年度270件の申請がありました。オンライン申請の導入により、申請数は増加しております。貸付型では、大阪府育英会等の申請ができなかった生徒のセーフティネットとしての位置づけでもあり、令和6年度からの継続者数は8人で、令和7年度の新規貸付者は5人で、合計13人への貸付けとなっております。

高校の就学に係る費用につきましては、授業料だけではなく、教科書、学用品や制服、体操服などの諸費用が必要となります。したがって、高校の授業料が無償化になりましても、そういった諸費用の負担が困難な家庭への支援という意味で、奨学金制度を引き続き維持してまいりたいと考えております。

以上です。

○坂本健治委員長 スペル・デルフィン委員、どうぞ。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

意見として、奨学金によって、経済的理由により進学を諦めることなく、教育の機会均等が図られることを望みます。

次に、299ページ、史跡整備事業、史跡池上曾根遺跡整備工事費について質問させていただきます。

令和6年度の池上曾根遺跡の整備工事内容についてお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○森下 徹生涯学習部次長（文化遺産活用・久保惣記念美術館担当）兼文化遺産活用課長 文化遺産活用課長の森下です。

令和5年度から史跡池上曾根遺跡の第2期整備工事に着手しており、令和6年度は土地の

造成工事を行いました。

以上です。

○坂本健治委員長 スペル・デルフィン委員、どうぞ。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

さきの厚生文教委員会協議会において、史跡内で毀損被害が確認されたことから、工事スケジュールに変更が生じたことについて報告がありましたが、毀損被害による工事スケジュールへの影響についてお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○森下 徹生涯学習部次長（文化遺産活用・久保惣記念美術館担当）兼文化遺産活用課長 文化遺産活用課長の森下です。

昨年6月、整備工事に伴う発掘調査を実施していたところ、近年に伐採されたと思われる樹木が大量に埋められている状況が見つかりました。文化財保護法に違反した許可なく行われた現状変更で、史跡の毀損に当たるものでございます。

この毀損被害によりまして、全体の整備スケジュールが2年遅れとなり、当初予定しておりました令和8年度の一部リニューアルオープン、令和11年度のリニューアルフルオープンが、令和10年度の多目的広場全域の供用開始、令和13年度のリニューアルフルオープンとなるものです。ただし、令和8年度より、多目的広場のうち整備の完了した部分から一部供用を開始する予定でございます。

以上です。

○坂本健治委員長 スペル・デルフィン委員、どうぞ。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

全体のスケジュールは2年遅れとなるものの、令和8年度から多目的広場の一部について供用開始するとのことですが、具体的な内容についてお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○森下 徹生涯学習部次長（文化遺産活用・久保惣記念美術館担当）兼文化遺産活用課長 文化遺産活用課長の森下です。

令和8年度に供用開始する箇所といたしましては、東入り口広場や管理用入り口を予定しております。東入り口広場は、国道26号と府道池上下宮線との交差点に接するエリアに設け、リニューアル後の史跡公園のメインの入り口となるもので、イベント会場として活用するほか、スケートボードなどの利用も可能となります。

以上です。

○坂本健治委員長 スペル・デルフィン委員、どうぞ。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

意見として、池上曽根遺跡の整備についてはこれまで何度も要望してきたものですが、いよいよ池上曽根遺跡のメイン整備エリアについて令和8年度から一部供用が開始され、イベントのほかスケートボードなども利用できるということで大いに期待しています。

また、整備に当たってはガバメントクラウドファンディングを実施していますが、返礼品を工夫するなどして、ぜひとも目標金額を達成してください。多くの皆さんに支えられ、その期待に応えられるような整備が進むようお願いします。

次に、305ページ、美術館管理運営事業の委託料、美術館運営委託についてお伺いします。

この運営委託料の中に、展覧会事業を行っていますが、過去5年間の入館者数の推移をお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○横田昌幸生涯学習部久保惣記念美術館館長代理 久保惣記念美術館館長代理の横田です。

過去5年間における入館者数の推移につきまして、令和2年度は7,070人、令和3年度は1万1,024人、令和4年度は1万9,646人、令和5年度は1万4,695人、令和6年度は2万744人と推移しており、一時期はコロナウイルス感染症の影響により入館者数は低迷していましたが、現在は回復基調にあります。

以上です。

○坂本健治委員長 スペル・デルフィン委員、どうぞ。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。過去5年間における入館者数の推移と、入館者数が緩やかに回復基調にあることが分かりました。

次に、過去5年間における外国人の入館者数の推移についてお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○横田昌幸生涯学習部久保惣記念美術館館長代理 久保惣記念美術館館長代理の横田です。

過去5年間における外国人の入館者数の推移につきまして、正確な数値は把握していませんが、多言語パンフレットの消費状況につきましては、令和2年度が63部、令和3年度が67部、令和4年度が123部、令和5年度が99部、令和6年度が240部と推移しているため、外国人の入館者数が増加傾向にあると推察しております。

以上です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○坂本健治委員長 スペル・デルフィン委員、どうぞ。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。過去5年間における外国人の入館者数の推移について、多言語パンフレットの消費状況が増加していることから、外国人の入館者数が増加傾向にあることが伺いできました。

次に、過去5年間において、入館者数の多かった展覧会についてお聞きます。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○横田昌幸生涯学習部久保惣記念美術館館長代理 久保惣記念美術館館長代理の横田です。

過去5年間において入館者数が多かった展覧会は、令和5年度の特別展「宗達―物語の風景 源氏・伊勢・西行―」が7,225人、令和6年度の特別陳列「源氏・応挙・若冲―近世絵画と久保惣の名品―」が6,322人、常設展「六十余州名所図会―広重と巡る日本の風景―」が5,816人となっており、日本の絵画や浮世絵をテーマとした展覧会に人気があり、多くの方に御来館いただきました。

以上です。

○坂本健治委員長 スペル・デルフィン委員、どうぞ。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。入館者数が多かった展覧会は、日本の絵画や浮世絵であったことが分かりました。

久保惣記念美術館には、国宝・重要文化財をはじめ印象派絵画など魅力的な作品を多数所蔵しており、展覧会の内容や見せ方次第でさらなる集客が可能と考えます。令和5年第3回定例会でインバウンド向けの取組の強化や展示作品の写真撮影を可能とするよう要望してきましたが、その後どうなったのかお聞きます。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○横田昌幸生涯学習部久保惣記念美術館館長代理 久保惣記念美術館館長代理の横田です。

まず、インバウンド向けの取組について、今年度は、大阪・関西万博の開催に合わせて美術館の魅力を海外に発信し、インバウンド集客を効果的に行うために、訪日外国人等を対象に美術館鑑賞や書道などの日本文化体験ができるインバウンドモニターツアーを実施し、27名の参加をいただきました。

また、美術館の展覧会情報やまちの魅力をSNSで発信することで、美術館や浮世絵などの日本美術を国内外に広めることを目的に、桃山学院大学の留学生や外国語指導助手10名を新たに久保惣アンバサダーに任命しました。

加えて、美術館PR動画を英語版でも作成し、訪日外国人の利用が多く見込まれる大

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

阪堂島浜タワー16階の観光展望施設WowUsや府内宿泊施設で配信し、また、大阪・関西万博において7月28日から7月31日まで開催されました、全国の43自治体が最先端の技術や伝統・文化などのテーマや共創コンテンツの下に体験ブースやステージを展開し、その魅力を発信するLOCAL JAPAN展に出展し、PR動画の配信や浮世絵版画刷り体験を開催し、4日間で約650名の方に参加いただきました。これらにより、美術館の認知度向上や来館者増加につなげる取組を行っているところです。

次に、展示室での写真撮影につきましては、著作権の事情などから西洋絵画展示室や特別展開催時は引き続き撮影を禁止していますが、それ以外の展覧会では令和6年4月より撮影を可能としており、館内掲示にてスマートフォンでの撮影及び撮影した画像をSNSに発信可能である旨をお知らせしています。

以上です。

○坂本健治委員長 スペル・デルフィン委員、どうぞ。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

次に、307ページ、ホストタウン交流事業委託料及び万博国際交流プログラム交流推進事業委託料についてお伺いします。

これらの事業はセネガル共和国との交流に関する事業であると思いますが、これまでの交流経緯についてお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○富岡大作生涯学習部生涯学習推進室スポーツ振興担当課長 スポーツ振興担当課長の富岡です。

セネガル共和国は、2020東京オリンピック・パラリンピックの開催時に本市がホストタウンとして登録したことが始まりです。オリンピックの際、新型コロナウイルス感染症の影響で交流できませんでしたが、大使が和泉市を訪問するなど交流は継続しており、令和6年度、7年度は国の万博国際交流プログラムを活用し、取り組んでいるところでございます。

以上です。

○坂本健治委員長 スペル・デルフィン委員、どうぞ。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。ホストタウン登録では、私が市と大使館をつないだこともあり、関係が継続し、うれしく思っております。

では、令和6年度の取組であるホストタウン交流事業委託料及び万博国際交流プログラム交流推進事業委託料について、内容をお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○富岡大作生涯学習部生涯学習推進室スポーツ振興担当課長 スポーツ振興担当課長の富岡です。

令和6年度は、セネガル共和国へ市長公式訪問団の派遣を行ったほか、小中学生を対象に万博、セネガル共和国を紹介する動画を作成し配信、小学校でのワークショップ、音楽イベントを開催するなど、セネガル共和国の文化に触れ、理解を深める取組を実施したものです。

なお、これらの事業に係る経費については、内閣官房事業である万博国際交流プログラムを活用し、国から全額交付を受けております。

以上です。

○坂本健治委員長 スペル・デルフィン委員、どうぞ。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

意見として、国の万博国際交流プログラムを活用し、和泉市民、特に子どもたちがアフリカという異文化に触れる機会を得られたことは大変意義深いことだと思っております。セネガル共和国との交流については、私自身もきっかけとして携わっており、今後もセネガル共和国との良好な関係を継続していただくようお願いして、質問を終わります。ありがとうございます。

○坂本健治委員長 他に質疑の発言はございませんか。

北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 北川美穂です。私からは5点質問をさせていただきます。

1点目は、261ページ、学校教育支援事業、1報酬、部活動指導員会計年度任用職員について、2点目は、261ページ、学校教育活動事業、12委託料、いずみ希望塾運営委託料について、3点目は、265ページ、人権教育指導費、1報酬、学校看護師コーディネーター会計年度任用職員報酬について、4点目は、275ページ、小学校保健体育事業、17備品購入費、保健体育用品購入費について、5点目は、293ページ、放課後子ども教室推進事業、7報償費のコーディネーター等報償費について、以上5点質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず1問目、261ページ、学校教育支援事業、1報酬、部活動指導員会計年度任用職員報酬について伺います。

部活動指導員配置の目的及び部活動指導員の職務についてお答えください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○仲谷正太郎教育・こども部学校教育室児童生徒支援担当課長（教育センター所長） 児童生徒支援担当課長の仲谷です。

部活動指導員は、中学校及び義務教育学校における部活動の円滑な運営及び教員の負担軽減を図るため、実技指導、安全及び障害予防に関する知識及び技能の指導、学校外での活動、大会や練習試合等の引率、用具及び施設の点検及び管理、部活動の管理運営、保護者等への連絡、年間及び月間指導計画の作成等を担います。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

では、令和6年度に配置した学校と部活動の種目を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○仲谷正太郎教育・こども部学校教育室児童生徒支援担当課長（教育センター所長） 児童生徒支援担当課長の仲谷です。

令和6年度は、和泉中学校、石尾中学校、北池田中学校、南池田中学校、槇尾中学校、南松尾はつが野学園の6校の陸上部、野球部、バレーボール部、硬式テニス部、ソフトテニス部、吹奏楽部に合わせて10人を配置いたしました。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

部活動指導員会計年度任用職員報酬に不用額が出ておりますが、その理由を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○仲谷正太郎教育・こども部学校教育室児童生徒支援担当課長（教育センター所長） 児童生徒支援担当課長の仲谷です。

学校が必要とする部活動の種目と本市に登録している部活動指導員が指導できる種目に相違があり、予定していた20名を配置できなかったため不用額が発生したものです。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

現在、様々な自治体で部活動の地域連携、地域展開が検討されていると聞いておりますが、

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

本市における今後の部活動の在り方をどのように考えているのか、お答えください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○仲谷正太郎教育・こども部学校教育室児童生徒支援担当課長（教育センター所長） 児童生徒支援担当課長の仲谷です。

令和7年2月に第1回和泉市部活動地域移行計画策定委員会を開催し、部活動の地域連携、地域展開に関して委員の皆様から御意見をいただき、市として本年度中に和泉市部活動地域展開推進計画を策定し、方向性を示す予定としております。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

国の方針として部活動の地域移行に向けたガイドラインの策定が求められており、本市でも本年度中に計画を策定されるということですので、最後に意見をお伝えさせてください。

過疎地域や教員不足が深刻な地域では、地域移行を急がなければ部活動そのものが成り立たないという現実もあるかと思います。しかし一方で、和泉市の部活状況は、令和7年度の9月現在、資料を頂きましたが、本市の全校生徒4,996人のうち、運動部2,462人、文化部869人、合わせて3,331人、参加率にして66.7%の生徒が部活動に所属をしております。運動部は115部、文化部は38部、合計153部の部活動が継続的に活動しており、現時点で部活動という形がしっかりと根づいております。今回のように部活動指導員の配置も進められており、和泉市ではまだまだ学校の部活動が根づいている土壤があります。

部活動は子どもたちにとって社会の入り口となる体験の場です。大会へ向かう電車の中、仲間と過ごす放課後の時間、そういった一つ一つが学習の中では得られない大切な学びにつながっています。また、習い事とは違って月謝がかからず、最低限の備品で誰でも参加できる機会の平等が守られていることも部活動の大きな価値です。

さらに、地域化してしまうことで移動距離が長くなれば、事故や夕方以降の安全面など新たな懸念も生まれてきます。今は共働きが当たり前の時代になっております。保護者の送迎が前提の仕組みになってしまったら、仕事の都合で送迎できない家庭の子どもは参加できず、機会の不平等が生まれます。誰でも参加できる、それこそが部活動の教育的価値です。費用や移動の負担によって参加できる子とできない子が出てしまうのなら、それは本来の部活動のよさから遠ざかってしまいます。

また、教員の負担が多いことも理解しております。しかし、現場には子どもと一緒に部活

動に関わりたいという先生も実際におられます。ですので、関わりたい先生は関われる、地域は無理のない範囲で支える、そんな柔軟な形をめざしていったほしいと思っております。和泉市の子どもたちの実態と地域コミュニティーの力を合わせた部活動の形をつくるのが大切です。その前提に立った上で、計画策定に当たっては、子どもの体験機会をどう守るか、ここを軸に議論を進めていただきたいと強く要望をさせていただきます。

以上でこの項の質問を終わります。

続きまして、2点目の質問に入ります。

261ページ、学校教育活動事業、12委託料、いずみ希望塾運営委託料についてお伺いいたします。

令和5年度から定員を850名に拡充されたということですが、令和5年度と令和6年度、令和7年度と、年度途中で追加募集を行っているのを見聞きました。ということは募集定員に満たない状況だったということでしょうか、お聞かせください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

令和5年度及び令和6年度においては、年度当初の参加人数はそれぞれ856名、853名で募集定員を上回っておりますが、年度途中で退会する児童・生徒があり、いずみ希望塾の枠に空きが生じたため追加募集を行ったものでございます。

令和7年度は、事業開始時の参加人数が659名で募集定員を下回ったことから、追加募集を継続的に行っているものです。なお、9月時点で54名が途中から参加している状況です。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 ありがとうございます。令和6年度まで募集定員を上回っていたにもかかわらず、今年度、募集定員を下回った要因についてどのように考えられているのか、お聞かせください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

令和7年度、募集定員を下回った原因として考えられることとしましては、募集時期が3月から4月初旬となり、民間の塾を選択された可能性もあると分析しております。このことを受け、令和8年度の募集時期につきましては、12月から1月にかけて募集を行う予定としております。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 ありがとうございます。いずみ希望塾は、家庭での学習が難しい、または学習習慣が十分に身につけていない子どもたちに対し、学習の場を提供し、学習習慣の定着と基礎学力の向上を目的とした事業であり、その目的には大変意義を感じております。実際に実施されたアンケートでも、学校以外での学習時間が増えた、自分で勉強の進め方が分かるようになったという項目に対して、約8割が肯定的に回答しているということでした。これは希望塾が教えてもらうだけの場ではなくて、学び方を身につける場として機能しているということがよく分かります。

一方で、希望塾という名称から、保護者や子どもたちの中には、塾、イコール、教えてもらう場所という従来の塾のイメージを持つ方も多く、希望塾の事業の目的と参加者側のイメージとの間にずれが生じている場合があるとも感じます。現在、学校現場では、自由進度学習など自ら学びを進める力を前提とした学習スタイルの導入が始まっているところもありますが、中にはどう進めたらいいのか分からない、ついていけないという子どもの声も届いております。

そうした中で、今までの学習スタイルとは違う、自分で学びを進める方法を身につける支援は、今後さらに重要になっていくと感じております。だからこそ、このいずみ希望塾は、学力を養う場だけではなくて、学び方を習得する場であるという本来の価値を、募集段階から明確にしっかりと伝えていくことが必要だと感じております。事業の意義は十分にあるからこそ、その価値がより正しく伝わり、そして本当に必要とする子どもたちに届く形で運営されることを要望いたしまして、以上でこの項を終わります。

続きまして、3点目の質問に入ります。

265ページ、人権教育指導費、1 報酬、学校看護師コーディネーター会計年度任用職員報酬について質問いたします。

初めに、学校看護師コーディネーターの概要についてお聞かせください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○柴田邦浩教育・こども部学校教育室人権教育担当課長 人権教育担当課長の柴田です。

学校看護師コーディネーターは、医療的ケアの必要な児童・生徒が在籍している学校を巡回したり、医療機関と連携したりすることにより、対象児童・生徒の状況を把握し、各校に配置している学校看護師への指導助言や研修実施等の役割を担うことを目的に、令和5年度

より配置しております。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

令和5年度より配置しているとのことですが、学校看護師コーディネーターの配置による成果についてお聞かせください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○柴田邦浩教育・こども部学校教育室人権教育担当課長 人権教育担当課長の柴田です。

成果としては、学校の巡回や医療機関との連携を密にすることで対象児童・生徒の状況を的確に把握し、学校看護師への指導助言を行っております。また、各学校に配置している学校看護師が急な休みとなった場合など、別の看護師を配置したり、看護師コーディネーターが直接対応したりするなど調整等を行うことで、切れ目なく医療的ケアの提供が行えています。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 ありがとうございます。学校看護師コーディネーターの配置により、医療機関との連携、そして切れ目のない医療的ケアの提供が行われているということが分かりました。

学校看護師は基本的に学校単位で配置されているため、孤立した状態で判断を迫られる場合も多く、学校現場で看護師が1人で判断を抱え込む不安は非常に大きいと、学校看護師をしている方からもお話を聞いております。その中で看護師コーディネーターが配置され、専門職同士がすぐに相談し合える体制があることは安心につながり、学校看護師にとっても働きやすい環境づくりになっていると感じます。今後も医療的ケアの必要な児童・生徒への支援を切れ目なく継続していただけますよう、よろしくお願いいたします。

以上でこの項を終わります。

続きまして、4点目の質問に入ります。

275ページ、小学校保健体育事業、17備品購入費、保健体育用品購入費についてお伺いたします。

決算額730万481円について、主な購入品目をお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○濱田直美教育・こども部学校園管理室保健給食担当課長 保健給食担当課長の濱田です。

購入品目は、熱中症対策として小学校に設置したウオータークーラーのほか、聴覚検査を行うための機器であるオーディオメーター、デジタル体重計などです。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

小学校にウオータークーラーを設置したとのことですが、設置したウオータークーラーの機能について、水道水を冷却するのみののか、浄水ろ過機能を備えたタイプかを教えてください。

また、ウオータークーラーの清掃など衛生管理はどのようにされているのか、お聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○濱田直美教育・こども部学校園管理室保健給食担当課長 保健給食担当課長の濱田です。

令和6年度において小学校に設置したウオータークーラーは、ウオータークーラー内の水を自動で入れ替える自動洗浄機能を有し、水道水を冷却し、常に冷たい水を供給することが可能となっております。なお、浄水ろ過機能は備えていません。また、ウオータークーラーの飲み口には補助蛇口となるノズルを取り付け、水筒などに冷水をくんで飲水する仕様として衛生管理にも配慮しております。

ウオータークーラーの衛生管理については、各校で設置場所や使用頻度などが異なることから、清掃や動作確認などは学校にて各校の状況に合わせた対応をお願いしているところです。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

保護者の方から、塩素の臭いが苦手、水道水だと飲みにくいという子もいるということなので、できれば浄水機能があってほしかったというお声を複数いただきましたので、最後に意見としてお伝えだけさせていただきます。

この背景には、水道水の消毒に使う塩素と水中の有機物が反応してトリハロメタンが生成され、その構成物質の一つであるクロロホルムが、国際がん研究機関でグループ2B、人に発がんの可能性がある物質と分類されていることなどもあり、日本の水道では基準値内であ

れば影響はないと言われておりますが、できるだけ浄水された水をとという保護者の思いにつながっています。

大阪府内でも、SDGsの観点からマイボトル推進やペットボトル削減、また、熱中症対策として安心して冷たい水が飲める環境づくりを目的に、浄水機能付きの水道直結型ウォーターサーバーを導入している自治体が増えております。複数の自治体が提携している事業者では、フィルター交換やメンテナンス、通常利用での故障や経年劣化等の交換も含まれた定額レンタル方式となっており、参考としてホームページで見ると月額5,000円程度のプランも見受けられました。

導入したばかりですので、まだまだ先にはなるとは思いますが、今後の更新や見直しの際には、冷却型だけでなく、こうした浄水機能付きタイプについても検討の選択肢として取り上げていただきたいと要望させていただきます。

以上でこの項の質問を終わります。

続きまして、5点目の質問に入ります。

293ページ、放課後子ども教室推進事業、7 報償費のコーディネーター等報償費についてお伺いいたします。

この報償費の概要について教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤木 守教育・こども部こども未来室幼保育成担当課長 幼保育成担当課長の藤木です。

放課後子ども教室推進事業、いわゆるげんきっ子プラザ事業については、地域の方々の参画・協力を得て放課後や週末等に安全で安心な子どもの活動場所を確保し、子どもの体験交流活動及び学習活動の活性化を図ることを目的とした事業で、小学校区単位で実施しています。

具体の取組については、小学校区を単位に地域の方々が中心となり自主的に組織され、スポーツ活動、文化活動などの取組を企画された実行委員会に、活動に必要となる消耗品などの経費を委託料として支出し、活動支援を行っています。

なお、令和6年度では、13の小学校区で実行委員会が組織され活動されているところで、放課後子ども教室コーディネーター等報償費については、その実行委員会に携わる各小学校区の総合的な調整役であるコーディネーターに1日当たり1,400円の報償、また、実際に子どもたちの活動に携わる安全管理員に1日当たり1,000円の報償をお支払いしているものです。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

げんきっ子プラザ事業の令和5年度と令和6年度の実施校数と活動日数を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤木 守教育・こども部こども未来室幼保育成担当課長 幼保育成担当課長の藤木です。

令和5年度の活動日数は12小学校区で570日、令和6年度は新たに1校増え、13小学校区で579日実施されました。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 1年間でげんきっ子プラザ事業は1小学校区増え、開催日数は9日増えたということなんですけれども、事業が広がっていないように感じます。また、令和5年度で570日と聞くと多いようにも感じますが、1校で213回と多く開催している校区もあれば、1年間に1回、1年間にゼロ回という校区もあるのが現状です。

このように活動状況に大きな差がある中で、市としてはこの事業に対してどのような目標を掲げ、その実現に向けてどのような取組を行っているのか、お聞かせください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤木 守教育・こども部こども未来室幼保育成担当課長 幼保育成担当課長の藤木です。

本市におけるげんきっ子プラザ事業の目標は、全小学校区でげんきっ子プラザ事業を実施することですが、今年度は実行委員会がない9校区のうち3校区については、市が直営で実施する機会を設けることにより居場所の創出を行う予定としているところです。

なお、げんきっ子プラザ事業を実施する実行委員会の募集については、現在、市ホームページで広く周知しているものですが、一部の学校にて実行委員会が組織されていない現状を踏まえ、全ての小学校区で実行委員会による取組が実施されるよう、その周知方法につきまして、現在広く一律に周知を行うことに加えて、実施できていない小学校区を対象に、個別にげんきっ子プラザ事業の募集を行う方法を検討しているところです。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 本市におけるげんきっ子プラザ事業の目標は、全小学校区でげんきっ子プラザ事業を実施することだと理解しました。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

今年度は9校区中3校区について、市が直営で実施する予定があるとのことですが、令和6年度はどうだったのか、伺います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤木 守教育・こども部こども未来室幼保育成担当課長 幼保育成担当課長の藤木です。

池上小学校において、スマートフォン等の取扱いに係る情報モラル教室を1回実施し、25人の参加がありました。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

令和6年第4回定例会の一般質問で、この事業を知らない市民の方に向けてもっと周知をしてほしいと意見を述べさせていただきましたが、ホームページを確認すると更新日が令和6年5月となったままですが、その後、周知を広げるために何をされたのか、お聞かせください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤木 守教育・こども部こども未来室幼保育成担当課長 幼保育成担当課長の藤木です。

市ホームページに関しましては、げんきっ子プラザ事業を具体的にイメージしてもらえよう、活動風景などの写真の掲載や実施校区ごとの活動内容などを追加いたしました。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 活動風景などの写真の掲載や実施校区ごとの活動内容などを追加されたとのことですが、掲載されている実施校区数は11校区のままで最新の状況が反映されておりません。こうした基本的な情報更新が止まっているのを見ると、本当に周知しようとしているのかと疑問を持たざるを得ません。

また、本市の目標は全小学校区で実施とのことでしたが、全校区で1回やれば達成という目標設定では、子どもの放課後の居場所づくりという本来の目的には届きません。実際、1年間で1日しか開催されていない校区がある一方、200日以上活動している校区もあり、この差は非常に大きいです。一律にそろえることは難しいにしても、何より大事なのは、子どもたちにとってこの事業の目的が果たされているかどうかが一番大事です。

担い手がいないと前回の答弁でも言われておりましたが、実際には子どもの居場所をつくりたいと活動している市民の方はいらっしゃいます。担い手がいいるのではなく、つながっ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ていないだけなんです。1校区1団体という固定的な枠にとらわれず、複数の地域団体や個人が協力できる仕組みを整えれば、開催日数も確保でき、活動の質も上がるのではないのでしょうか。そのためにも、行政が間をつなぐ役割を主体的に果たしていくことが重要だと考えます。事業をやっているというだけではなくて、子どもたちに届いているかという視点で、放課後の居場所と体験の機会を本気で広げていただきたいと強く要望いたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○坂本健治委員長 他に質疑の発言はありますか。

井阪委員、どうぞ。

○井阪雄大委員 大阪維新の会、井阪です。

それでは、3点お聞きします。

1点目、決算書261ページ、英語教育・読書教育推進事業の1報酬、外国語指導助手会計年度任用職員報酬について、2点目は、269ページ、小中一貫教育推進事業の1報酬、学校運営協議会委員報酬について、3点目は、291ページ、留守家庭児童会運営事業、12委託料、（仮称）槇尾学園留守家庭児童会運営委託料についての3点を質問させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは1点目、決算書261ページ、英語教育・読書教育推進事業、1報酬、外国語指導助手会計年度任用職員報酬について、外国語指導助手、いわゆるALTについて伺います。

まず、現在のALTの人数及び配置について、状況をお答えください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

現在ALTは全員で19名雇用しております。配置につきましては、小学校及び義務教育学校前期課程においては、全ての外国語授業にALTを配置しております。中学校及び義務教育学校後期課程においては、小規模校で週1日、中規模校で週2日、大規模校で週3日の配置を行っております。

以上です。

○坂本健治委員長 井阪委員、どうぞ。

○井阪雄大委員 現在19名のALTがいるということですが、人数の推移はどのようになっているのかお答えください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

配置人数の推移としては、平成16年度から5名、平成19年度からは6名、平成23年度から10名、平成24年度から13名になり、全小中学校への配置が可能となりました。また、学習指導要領の改訂により、小学校3年生から外国語活動が導入されたことを踏まえ、令和3年度からは16名となり、市内全ての小学校3、4年生には週1こま、5年生は週2こま、6年生は週1こまの配置を行いました。令和4年度からは19名体制となり、小学校の全ての外国語の授業への配置が可能となりました。

以上です。

○坂本健治委員長 井阪委員、どうぞ。

○井阪雄大委員 A L Tの増員に伴い、小学校における英語教育の充実が図られていることは分かりました。

では、その成果についてお示してください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

小学校3、4年生対象のアンケートにおいて、英語の授業は好きだと回答した児童は、外国語活動が3、4年生に導入された令和2年度は84.0%、令和3年度は84.9%、令和4年度は86.4%、令和5年度は86.4%、令和6年度は85.5%と高い水準を維持しており、8割を超える児童が英語の授業を好意的に捉えております。また、学校以外でも英語を使ってみたいと回答した児童は、令和2年度から令和6年度まで、おおむね70%を推移しています。

一方、5、6年生では、英語の授業が好きと回答する割合は、令和元年度84.4%から令和2年度で77.2%に低下しました。それ以降は令和6年度まで70%前後を推移しております。これは、慣れ親しむ外国語活動から、読む、書くを含む体系的な学びとなった外国語へ移行したことにより、一定の低下につながったものと考えております。しかし、5、6年生の技能面、教科書の英語を読むことができるというアンケート項目では、令和2年度の73.5%から令和6年度の77.5%へ上昇、また、英語を書いたり写したりすることができる項目については、令和2年度の90.4%から令和6年度の91.2%と高い数値でした。A L Tが授業に関わることによって、授業内での英語使用環境が充実し、学習内容が難しくなる中でも児童の理解や意欲が一定水準で保たれていることは、成果につながっていると考えております。

以上です。

○坂本健治委員長 井阪委員、どうぞ。

○井阪雄大委員 A L Tと共に学習する外国語の授業により、英語使用環境が充実し、成果に

つながっていることは分かりました。

では、現在ALTが19名ということですが、今後についてどのようにお考えかお答えください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

今後、少子化に伴う児童・生徒数の減少や、学習指導要領の改訂による外国語の授業時数の動向も踏まえ、今後、ALTの配置人数を検討してまいります。

以上です。

○坂本健治委員長 井阪委員、どうぞ。

○井阪雄大委員 現在、全ての小学校にALTの配置がなされ、その成果についても確認させていただきました。

今後の新たな展開については、児童・生徒数の減少や学習指導要領の改定による授業時数の動向を踏まえ検討するとのことでしたが、グローバル化はすさまじいスピードで進行しており、本市でもグローバル人材の育成は急務となっていることから、ALTのさらなる拡充も視野にスピード感を持ち、御検討いただきますよう要望し、この項の質問は終わります。

次に、決算書263ページ、小中一貫教育推進事業、1報酬、学校運営協議会委員報酬についてお伺いします。

まず、支出の内容と不用額の理由についてお答えください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○仲谷正太郎教育・こども部学校教育室児童生徒支援担当課長（教育センター所長） 児童生徒支援担当課長の仲谷です。

学校運営協議会委員報酬は、令和2年度から学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールを導入している南松尾はつが野学園、令和6年度から導入した槇尾中学校区、富秋中学校区ほか7中学校における委員報酬です。規則で定めている委員数の上限10人分が年間最大5回実施できるよう予算を組んでいたもので、学校によって委員の人数、実施した回数が様々であるため不用額が発生したものです。

以上です。

○坂本健治委員長 井阪委員、どうぞ。

○井阪雄大委員 今年度から小学校も学校運営協議会制度を導入し、本市の全ての学校がコミュニティ・スクールになったと認識しておりますが、コミュニティ・スクールを導入した目

的について、改めてお聞かせください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○仲谷正太郎教育・こども部学校教育室児童生徒支援担当課長（教育センター所長） 児童生徒支援担当課長の仲谷です。

コミュニティ・スクールは、法にて設置の努力義務が課されている制度です。また、子どもたちや地域の輝く未来をつくるためには、社会総がかりでの対応、学校、家庭、地域による一体的な取組が必要であり、それを実現可能にする仕組みの一つがコミュニティ・スクールとされています。このことを受け、令和2年度に南松尾はつが野学園での導入を行い、地域の特色に応じ、社会総がかりで子どもたちを育むことを目的に導入しているものでございます。

以上です。

○坂本健治委員長 井阪委員、どうぞ。

○井阪雄大委員 これまでも他の議員さんの質問への御答弁をお伺いしても、コミュニティ・スクールとは具体的にどういうものなのか、誰が主役で何をする組織なのか、これまでの地域教育協議会やPTAなどとの違いは何なのか、まだはつきりはしておりません。市民の方々にもっと分かりやすく説明する必要があると思いますが、この点についてどのようにお考えなのか、見解をお聞きます。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○仲谷正太郎教育・こども部学校教育室児童生徒支援担当課長（教育センター所長） 児童生徒支援担当課長の仲谷です。

コミュニティ・スクールについては、令和7年度より全ての学校にて導入したところではありますが、コミュニティ・スクールの運営の在り方、地域教育協議会やPTAとの違いについて、地域の方だけでなく、学校においてもまだまだ浸透を深める必要があると考えております。

このことから、本年度においては、学校管理職等を対象に文部科学省が指定するコミュニティスクールマイスターによる研修を実施し、制度の理解を深めております。また、本年度における総合教育会議においても、コミュニティ・スクールをテーマにしているところであり、その中でも制度の理解浸透の在り方について意見交換がなされています。つきましては、総合教育会議での意見交換も踏まえ、市民の理解、教職員の理解を深める取組を進めていく予定としております。

以上です。

○坂本健治委員長 井阪委員、どうぞ。

○井阪雄大委員 地域教育協議会と学校運営協議会の違いを端的に言えば主体の違いであり、地域教育協議会は地域が主体となり、地域で子どもたちを育てることを目的に取り組み、学校運営協議会は学校が主体となり、学校の課題について地域や地域住民と共に考え、解決へと取り組むということであり、根本的な違いがあります。しかしながら、法律の制定後、文部科学省からはパンフレットや設置の手引等が示されているものの、現時点では各自治体の教育委員会においては、非常に曖昧な位置づけになっていると思っております。

本市においても例外ではなく、学校、教員、地域住民への理解を深めるためにも、総合教育会議での意見交換を踏まえた上でしっかりと方向性を定め取り組み、教育の主体である子どもたちへの最良の教育環境を提供できる制度の確立を要望し、この項の質問は終わります。

次に、決算書291ページ、12委託料の（仮称）槇尾学園留守家庭児童会運営委託料についてお聞きします。

まず、この委託料の概要についてお答えください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤木 守教育・こども部こども未来室幼保育成担当課長 幼保育成担当課長の藤木です。

令和7年4月開校の槇尾学園における留守家庭児童会の民間委託実施に当たり、民間委託事業者が児童の特徴などの把握を行い、保育をスムーズに移行させるため、令和7年2月から3月にかけて横山小学校留守家庭児童会で引継ぎ保育を行った費用です。

以上です。

○坂本健治委員長 井阪委員、どうぞ。

○井阪雄大委員 令和7年4月から民間委託事業者による運営が始まっていますが、民間委託を行ったことで不具合等、何か問題などがなかったのか、その点についてお聞きいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤木 守教育・こども部こども未来室幼保育成担当課長 幼保育成担当課長の藤木です。

令和7年4月より株式会社ニチイ学館が運営を行っておりますが、日々の運営については、直営でも起こるような児童同士のトラブルなど発生しておりますが、大きな問題は発生しておりません。また、民間委託事業者は、水遊びや室内ドッジボール、新聞紙を利用した工作、おやつバイキングなど、子どもたちを楽しませる取組も行っており、問題なく運営できているものと考えております。

以上です。

○坂本健治委員長 井阪委員、どうぞ。

○井阪雄大委員 今回の槇尾学園における留守家庭児童会の民間委託は本市で初めての実施となり、今後の本市の展開に大きく作用してくるものだと考えておりますが、今の御答弁から留守家庭児童会の民間委託が問題なく運営できているとのことは確認させていただきました。その上で、本事業の今後の民間委託に対する展開について伺いいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤木 守教育・こども部こども未来室幼保育成担当課長 幼保育成担当課長の藤木です。

槇尾学園において円滑な運営が確認できたので、現時点では令和9年4月開校予定の（仮称）富秋学園でも民間委託の方向で検討しています。加えて、令和9年4月からは、（仮称）富秋学園だけでなく、北部地域の小学校を含めた複数校を一括発注することも検討しており、複数校での委託発注についても検証していきたいと考えております。

以上です。

○坂本健治委員長 井阪委員、どうぞ。

○井阪雄大委員 留守家庭児童会事業は、子育て環境の充実を図る上でなくてはならない事業であります。その反面、昨今では保護者ニーズの変化や本事業の質の向上を求める声への対応、また、支援員の確保が困難になっている等の課題があるのも事実であり、それらへの課題を民間のノウハウにより解決する、その一歩が今回の槇尾学園での民間委託につながったと考えております。

先ほどの御答弁にもありましたが、今後、さらなる民間委託の展開を考えているとのことですので、その際にはサービスを享受する子ども、そして保護者の皆さんのニーズを反映した事業展開をお願いし、私の質問は終わります。ありがとうございます。

○坂本健治委員長 他に質疑の発言はありませんか。

遠藤委員。

○遠藤隆志委員 遠藤です。よろしく願いをいたします。

私のほうから、消防費から1点、そして教育費から2点、合計3点です。

それでは、ページを申し上げます。まず、1点目が251、255ページにドローンに関連する項目がありますので、こちらについて質問をさせていただきます。こちらにつきましては、先ほど阿部委員より多々質問がありまして、ほぼ理解をしておるんですけれども、1点だけ確認したい点がありますので、ちょっと確認も込めて、若干重複する部分もあるかもしれま

せんが、よろしくお願いいたします。2点目が263ページ、学校教育支援事業の7報償費、スクールロイヤー報償費、最後3点目、275ページ、中学校の給食事業、18負担金補助及び交付金の代替給食実施負担金について、以上3点をお聞きいたします。

それでは、1点目の質問に入らせていただきます。

このドローンにつきましては、先ほど阿部委員さんからの御質問で、購入の経緯、そして入札の状況、運用体制、そして今後の活用方法等について質問がありまして、その点については私も十分理解をいたしました。

ただ、1点、気になる点がありまして、操縦の資格についてということで、民間資格云々という話がありましたけれども、ここについて、技能講習の負担金が計上されておりますが、この講習の中身についてちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○辻中清貴消防本部警備課長 警備課長の辻中です。

ドローンの操縦につきましては、国からの技能認証等の規定における総務省消防庁からの方策にのっとり、従来の民間講習により民間資格を取得し、操縦を行う方法のほか、2022年12月5日より国家資格である操縦ライセンス制度が開始され、国家資格には一等国家資格、二等国家資格がありまして、操縦目的に適したそれぞれの資格を民間講習にて取得し、操縦する方法との2つのパターンがあります。

以上です。

○坂本健治委員長 遠藤委員、どうぞ。

○遠藤隆志委員 ありがとうございます。2つのパターンがあるということが分かりました。

それでは、その民間資格と国家資格の具体的な違いというんですか、その点についてお聞かせをいただけますでしょうか。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○辻中清貴消防本部警備課長 警備課長の辻中です。

民間資格と国家資格の違いについて、まず、国家資格一等と二等の違いについて御説明させていただきます。

飛行には様々なレベルがあり、二等資格は、無人地帯を飛行する目視外飛行、いわゆる搭載されたカメラを視界とした飛行は可能であります。それに対して一等資格は、有人地帯でも目視外飛行できるということのレベルの違いです。

次に、民間資格と国家資格の違いについてですが、さきに御説明いたしました一等国家資

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

格は、今まで認められていなかった有人の上を飛ばすことができますので、全く新しい資格となります。二等国家資格につきましては、現状の民間資格と飛行できる場所や飛行方法は何ら変わりませんが、飛行申請において、今後、簡素化措置の一部が民間資格では適用されなくなるところが違いとなります。

以上です。

○坂本健治委員長 遠藤委員、どうぞ。

○遠藤隆志委員 民間資格と国家資格の違いについてはよく分かりました。

では、消防本部として民間資格を選択した理由についてお聞かせをください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○辻中清貴消防本部警備課長 警備課長の辻中です。

今回、民間資格を選択した理由につきましては、民間資格と二等国家資格における飛行については何ら変わらないこと、消防隊員が災害現場でドローンを飛ばす場合は、航空法第132条の92、捜索、救助等のための特例の適用を受け、通常飛行の規定の除外措置があり、有人の上でも飛ばすことができること、また、講習費用が国家資格講習より大幅に安価であり、より多くの操縦者の養成ができること、民間資格から追加講習により国家資格取得ができること、また、国家資格を取得すると有効期限が3年の更新制度があり、それにも高額な更新費用がかかることなど、これらを精査した上で、民間資格では飛行申請の簡素化措置の一部適用除外は負担になるものの、当面の間は民間資格取得のほうが資格者数確保において有効ではないかと結論づいたものです。しかし、今後は、国からの国家資格の動向を注視し、切り替える必要が発生した際には国家資格へ切り替えていく予定です。

以上です。

○坂本健治委員長 遠藤委員、どうぞ。

○遠藤隆志委員 民間資格を選択した理由についてはよく分かりました。

では、今後の資格者の養成計画についてはどのように考えているのか、お聞かせをください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○辻中清貴消防本部警備課長 警備課長の辻中です。

今後の資格者の養成計画ですが、現在のところ令和7年度にも6名の養成を行い、12名の有資格者により運営体制も強化できることとなります。また、その後の養成計画につきましては、今後の運用を精査し、何名の有資格者が適正か検討し、計画してまいります。

以上です。

○坂本健治委員長 遠藤委員、どうぞ。

○遠藤隆志委員 ありがとうございます。ドローンの操縦については、民間資格と国家資格というのが混在をされていて、本市の消防では高額な更新費用がかかる国家資格より、費用のかからない民間資格を有しているということが確認をできました。

消防本部においても、このドローンの運用を始めたというのはまだ最近で、新しいかと思います。少し失礼な言い方になるかもしれませんが、これから本格的な運用体制を構築していく段階であるのかなと思っております。

ただ、近年では予期せぬ災害が全国各地で発生しており、特に人が近づけないような被災場所の特定や、また現状確認等を速やかに行う必要があります。現在の民間資格においても、災害時には航空法第132条の92によって、国家資格二種同様に搭載カメラを視界とした飛行による有人地帯でのドローンの活用は可能であるとのことで、あえて高額な費用がかかる国家資格を取得していないということも十分理解はいたしました。

ただ、災害時以外のところの有人地帯での活用というのは、今後、必要な場合も起こり得るかもしれません。今後の資格者の養成計画についてもお示しをいただきましたけれども、災害時以外にも対応できるようなやはり国家資格二種の取得も、今後は検討していく必要もあるのかなということも含めて、隊員の皆様にはしっかりと経験を積んでいただいて、有事の際には有効活用できるように日々業務に励んでいただけますようお願いをいたしまして、この項の質問は終わらせていただきます。

それでは次に、2点目、263ページ、学校教育支援事業、7 報償費、スクールロイヤー報償費について伺います。

まず、スクールロイヤーの活動内容についてお聞かせをください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○仲谷正太郎教育・こども部学校教育室児童生徒支援担当課長（教育センター所長） 児童生徒支援担当課長の仲谷です。

スクールロイヤーは、法的な観点による学校等への助言等により、児童・生徒、保護者への支援体制をさらに強化することに加え、市教育委員会によるスクールロイヤーも含めた多職種の専門家が連携した学校支援に必要な体制整備をめざすために、令和6年度から新たに配置したものです。

スクールロイヤーは、原則、市教育委員会事務局内に配置しておりますが、必要に応じて

学校への派遣や研修会講師、電話やメール等による相談支援も行います。令和6年度にスクールロイヤーが対応した内容は、いじめ事案への対応方針についての法的な見解の提示、保護者からの過剰要求への対応についての助言、保護者や代理人に対する回答文書のリーガルチェック、いじめ対応に係る研修の実施など多岐にわたりました。

以上です。

○坂本健治委員長 遠藤委員、どうぞ。

○遠藤隆志委員 令和6年度から新たに配置したことで、学校としても教育委員会としても効果を実感されたのではないかと思います。具体的にどのような効果があったのかについてお聞かせをください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○仲谷正太郎教育・こども部学校教育室児童生徒支援担当課長（教育センター所長） 児童生徒支援担当課長の仲谷です。

令和6年度のスクールロイヤーの事案対応件数は、教育委員会を通した相談が58件、学校の管理職からの直接相談が8件でした。学校の管理職からの直接相談後のアンケートにおいて、管理職としてスクールロイヤーの活用にもメリットを感じましたかとの質問に、はいと回答した割合が100%、スクールロイヤーの活用から3か月後の状況についてお答えくださいとの質問に、状況が改善したと回答した割合が75%、重篤化を防止できたと回答した割合が12.5%で、合わせて87.5%でした。学校からは、対応のノウハウについて助言いただき、自信を持って対応できたや、根拠に基づいてできることとできないことをはっきりと提示できるようになった等のお声が寄せられています。

以上です。

○坂本健治委員長 遠藤委員、どうぞ。

○遠藤隆志委員 ありがとうございます。

このスクールロイヤーについては、令和5年第4回定例会の一般質問において、本市独自のスクールロイヤーの必要性について質問したところ、既に配置に向けて進めていただいているというような御答弁が当時ありました。そして、令和6年から教育委員会事務局に新たに配置をしていただいたところではありますが、法律の専門家として様々な事例に対して活躍されているということが確認をできました。

また、先ほどの御答弁でありましたように、学校管理職からのアンケート結果では、スクールロイヤーの活動にメリットを感じたかとの質問に、はいと答えた割合が100%であると

いうことについては本当に驚いております。

スクールロイヤーについては、皆様方も御存じかと思うんですけども、つい最近スクールロイヤーを主役としたドラマがありまして、既に終了はしておりますけれども、今、やはり全国的にスクールロイヤーというのは注目されているようであります。ちょっと話はそれますが、そのドラマの中では、スクールロイヤーが学校に配置されていて、様々な困難に立ち向かい解決していくというような設定になっておりましたが、先ほどの御答弁では、実際には学校に配置されているのではなくて、本市の教育委員会事務局に配置されておって、場合によっては学校にも出向くというようなことが実情であるようです。

スクールロイヤーさんというのは、やはり高度な知識を擁する法律の専門家、弁護士さんということですので、ドラマのようにそんな簡単に各学校に配置していただけるような職業でもないかと思います。その点については十分理解をしております。こんな僅かな期間にこれだけ多くの事案に対処、解決していただいておりますので、これからも本当に大いに期待するところであります。今回の質問でスクールロイヤーの配置の効果、必要性については十分理解をできましたので、引き続きよろしくお願いをいたします。

それでは、最後の質問に入ります。

275ページ、281ページに、小学校給食事業、そして中学校給食事業の負担金補助及び交付金で代替給食実施負担金というのが出ておりますが、この代替給食の実施については、令和6年度の予算審査特別委員会において、当時、他自治体で学校給食を手がける業者が経営破綻し、突然給食の提供ができなくなる事態が起こったということを受けて、本市において同様のことが起こった場合を懸念するという趣旨で質問をさせていただきました。約1か月という短い期間では、業者にとって受注するメリットが少ない上に、1日7,000食を超える食数に対応できる業者となると、なかなかないのではないかとということも危惧していたところでしたが、実際はどうなったのかについて、実績についてお伺いをいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○濱田直美教育・こども部学校園管理室保健給食担当課長 保健給食担当課長の濱田です。

令和6年度に給食室の空調設置工事を実施した12校の代替給食の提供期間につきましては、当初予算では給食室への空調設置に係る工期が9月末までであったことから、全ての学校で2学期の給食開始から9月末までの22日間の提供を想定した予算を措置しておりました。

その実績でございますが、まず、信太中学校については、空調設置工事だけではなく、ドライ化改修工事を併せて実施したことから、当初予定どおり代替給食の提供日数は22日間と

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

なりました。一方、伯太小学校では、学校や工事請負業者との調整で工事着手を前倒しすることが可能となり、早期に工事を完了することができたため、代替給食の提供日数は20日間短縮することができ、2日間となりました。その他の10校についても工事期間の短縮に向けて調整を行い、代替給食の提供日数は16日間となりました。このように代替給食の提供期間を短縮することができたことで、代替給食の費用も抑制することができました。

次に、本市で代替給食を提供した事業者につきましては、委託期間が短く、1日約7,000食を配送する手段を確保しなければならないという業務ではございましたが、代替給食の配送遅延などの事故はなく、計画どおりに代替給食を提供することができました。

以上です。

○坂本健治委員長 遠藤委員、どうぞ。

○遠藤隆志委員 ありがとうございます。様々な調整をしていただいたことによって、計画どおりに行われたということが確認できました。

すみません、ちょっとここで、私、「だいたい給食」と呼んでおりまして、答弁のほうでは「だいがえ」ということで、中身は一緒なんですけれども、ちょっと呼び方が違うだけで、そこについては、「だいがえ」というのは重箱読みということで、私は音読みでというか、それはありますけれども、ここはちょっと紛らわしいですけれども、私、「だいたい」と言わせていただきます。

それでは、代替給食の提供期間を短縮した上で、事故なく予定どおり提供できたということとであります。私の懸念していたことが杞憂に終わり、よかったところではありますが、今回の配送による代替給食の評判についてはいかがだったのか、お聞きをいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○濱田直美教育・こども部学園管理室保健給食担当課長 保健給食担当課長の濱田です。

代替給食の評判につきましては、いつも自校調理による温かい給食を食べているので、児童・生徒からは、冷たいから食べにくいという声があった一方、おいしい、お弁当箱というふだと違う給食の提供が楽しかったという感想もありました。

学校の給食室については、今後、ドライ化改修を必要とする学校もあり、給食室の改修の際には、夏休み期間での整備が難しいことも想定され、代替給食が必要となりますが、その際には今回と同様の対応を行うことも十分な選択肢になるものと分析しているところです。

以上です。

○坂本健治委員長 遠藤委員、どうぞ。

○遠藤隆志委員 ありがとうございます。分かりました。

本市の給食は、本当に自校調理で温かい給食で、特に和泉市の給食というのはおいしいというのが他市においてもちょっと広がっているようで、実際に私も2人の子どもがおりましたけれども、本当においしいということを言っておりましたけれど、そのような中で給食からこのお弁当にということであまり心配した部分もあるんですけども、今お聞きしますと特に問題はなかったのか、かえって珍しいということもあったのかなと思います。

冒頭にもお話ししましたように、当時は様々な事業者が問題があって、本当に私、心配していたところではありましたが、当時、原課におかれましては、議員そんな心配ないですよみたいなことを言っていたいてたんですけれども、私の心配というのは、本当に案ずるより産むがやすしということで、心配することもないのかなということで安心をいたしております。

ただ、今後、ドライ化改修という学校もあるということですので、今回の業者さん、本当によくやっていただいたと思います。次どの業者になるかというのは分からないんですけども、引き続きこの点についてはしっかりと対応していただけますよう要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○坂本健治委員長 他に質疑の発言はありませんか。

小野林委員、どうぞ。

○小野林治三夫委員 消防費、教育費、各1点お願いいたします。

まず、消防費、257ページ、新消防本部整備工事費についてお尋ねいたします。そして教育費のほうでは、261ページ、報償費、スクールガードリーダー報償費に関連してお願いいたします。

まず、消防費、新消防本部整備工事費については、決算書にて確認しておりますが、令和6年12月に一条院町から移転して開庁し、付近の皆様のほうから何か御意見や反応など把握しているものがあればお聞かせ願えますか。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○中塚隆文消防本部総務課長 総務課長の中塚です。

令和4年度より事業を開始し、令和6年12月に移転・開庁することができました。開庁後、付近の住民の皆様から特に大きな御意見等はなく、皆様に温かく迎えていただき、屋外で消防訓練や救助訓練を実施している際にはお声をかけていただくなど、非常に働きやすい職場環境で消防業務を遂行できております。

以上です。

○坂本健治委員長 小野林委員、どうぞ。

○小野林治三夫委員 それはよかったことでございます。

開庁前の説明では、国道480号線、和泉中央線の2方向から出場できるとの説明がございましたが、事故、トラブルなどなく出場できているのか、お尋ねいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○中塚隆文消防本部総務課長 総務課長の中塚です。

事案の発生場所により、車庫からの出場動線を選別し、消防車、救急車ともに事故、トラブルなくスムーズに出場できております。

以上です。

○坂本健治委員長 小野林委員、どうぞ。

○小野林治三夫委員 分かりました。

では、東側の市道府中町30号線についても、朝夕と通勤・通学の自転車の方が多数運行されております。設計時に御意見もいただいた緑地部分についても、こちらも事故、トラブルなく過ごしているのでしょうか。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○中塚隆文消防本部総務課長 総務課長の中塚です。

この部分についても、事故、トラブルなく過ごしております。

以上です。

○坂本健治委員長 小野林委員、どうぞ。

○小野林治三夫委員 分かりました。引き続きよろしくお願いいたします。

最後に、旧消防本部であれば住民向けの消防フェアを開催していただいておりますけれども、新消防本部でも開催予定があるのでしょうか。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○中塚隆文消防本部総務課長 総務課長の中塚です。

和泉消防署主催で令和7年10月26日日曜日に消防フェスタを開催させていただきます。たくさんの方の市民の皆様にお越しいただき、防火・防災意識の高揚と救急車の適正利用の啓発、お子様への消防体験を企画し、新庁舎を御覧いただければと考えております。

また、和泉消防署に限らず、11月には中央消防署本署、中央消防署南分署、和泉消防署北分署におきましても消防フェスタの開催を予定しております。

以上です。

○坂本健治委員長 小野林委員、どうぞ。

○小野林治三夫委員 ありがとうございます。

フェスタを開催していただくようなことをお聞きしまして、移転してから初めてのフェスタになります。また、この日曜日ということですので、近隣からも多くの方が参加されることと思いますので、日々地域を守っていただいています消防職員の皆様と、多くの地域の方が触れ合っていただくことが大切かとも思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、私、何か消防本部が救急標語というものをつくっておられたと、それも小学生、中学生を対象にといい、せんだって発表もされたとお聞きいたしました。その中で、応募したのがたくさんあられる中、ちょっと発表したい文言だけ言わせてもらいます。「タクシーのかわりとちゃうで 救急車」「119 迷った時は #7119」「救急c a r 呼ぶ前確認 救急かー?」「救急車 サイレンなったら 道開けて」と、これ以外にもたくさん応募があったと聞いとるんですけど、その中で、今、披露したのは実は1年生なんです、小学校の。1年生の子がこんなこと書いてくれるんですよ。もう改めて見て、何か知らん、我々大人が見慣れた言葉なんですね。これ大人が言ってる言葉ちゃうんですよ。我々大人がしていることやと。消防署の方ね、その大人に対しての対応をして、一分一秒で現場へ行かないといけないということを一生懸命やっていたのに、我々周りの大人がこんな態度であると。これとてもすばらしい企画で、いいことだと思っております。

そんな中、入賞も発表され、最優秀賞も発表されたと。その最優秀賞が「救急車 みんなで守ろう 命とマナー」と、これも小学校2年生の子だと。これが、私、ちょっと聞くとところによると、合ってるのかどうか、今度、来年の2月に入ってくる救急車に載せていただく標語になると聞いているんですけど、合ってますんやな。そこにせめて小学校2年というのも載せていただけるんやったら、もう作ってたら無理でしょうけど、市民の皆様に、子どもがこんなことを書いてるなということも、ちょっと大人も聞いて恥ずかしいかなということも考えて、日々、子どもさんたちの命を皆さん守っていくとやっていてる中でございますので、ぜひよろしくお願いいたします。すばらしい企画だったと思います。ありがとうございます。

続きまして、教育費、これは261ページのスクールガード、この報償費に関連してお尋ねいたします。

まず、この関連に関わって、児童の登下校の安全について確認していますので、よろしく

お願いします。

まず、スクールガードリーダーはどのような活動をしておられますか、お答えください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○仲谷正太郎教育・こども部学校教育室児童生徒支援担当課長（教育センター所長） 児童生徒支援担当課長の仲谷です。

大阪府地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の補助金を活用し、警察官OB 5人をスクールガードリーダーとして委嘱し、地域社会全体で学校安全に取り組む体制づくりを支援するとともに、登下校の安全確保に向け、巡回指導を実施しているものです。具体的には、児童・生徒の登下校時に担当校区をバイクで巡回パトロールしながら、交通安全に係る声かけや実態把握を行い、教育委員会や学校に報告を行っています。

以上です。

○坂本健治委員長 小野林委員、どうぞ。

○小野林治三夫委員 子どもたちの登下校の安全に関わるスクールガードリーダーの活動については理解いたしました。

それでは、せんだって、総務費で土木管理室に答弁いただきましたが、本市において通学路の安全点検及び安全対策について、教育委員会はどのような体制で取り組んでいるのか答弁願います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○仲谷正太郎教育・こども部学校教育室児童生徒支援担当課長（教育センター所長） 平成24年、全国で登下校中の児童・生徒が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、文部科学省、国土交通省、警察庁の連名で、通学路の安全点検及び安全対策の取組を行うよう通知がありました。

これを受け、本市では、平成24年5月に和泉市内21小学校の通学路において緊急合同点検を実施しました。また、同年6月に本市と関係機関により和泉市小学校通学路交通安全対策推進連絡会を設置し、平成27年1月には和泉市通学路交通安全プログラムを策定し、毎年度、各小学校及び義務教育学校の通学路において、点検と対策を関係機関と合同で進めることとしております。

以上です。

○坂本健治委員長 小野林委員、どうぞ。

○小野林治三夫委員 じゃ、その中にグリーンベルトがあると思いますが、グリーンベルトの

設置に係る関係機関の役割分担を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○仲谷正太郎教育・こども部学校教育室児童生徒支援担当課長（教育センター所長） 児童生徒支援担当課長の仲谷です。

グリーンベルトの設置をはじめ児童・生徒の命を守る登下校の安全対策については、教育委員会が中心となり、関係部局と調整が必要なものであると認識しております。このことから、関係部局が集まる和泉市小学校通学路交通安全対策推進連絡会の事務局を担い、学校を通じて危険箇所を把握するとともに、グリーンベルトを含む対策が必要な箇所を集約し、この連絡会で協議をお願いしているところです。その協議の中で、でき得る対策を決定し、実際の施工や塗り直しについて、それぞれの道路を所管している組織、つまり国道は大阪国道事務所、府道は大阪府鳳土木事務所、市道は本市土木維持管理室に教育委員会として依頼することとしております。

以上です。

○坂本健治委員長 小野林委員、どうぞ。

○小野林治三夫委員 土木維持管理室は、小学校からの要望箇所について検討の上、選定した箇所について実施してきたと答弁されておられます。また、薄くなったグリーンベルトについては、令和5年に調査を行い、順次塗り直しているとのことですが、グリーンベルトが薄くなっているなどの現状は教育委員会が把握すべきものであり、道路管理者に任せ切りになってはいけないと思っておりますが、教育委員会はどのように認識されておられますか。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○仲谷正太郎教育・こども部学校教育室児童生徒支援担当課長（教育センター所長） 児童生徒支援担当課長の仲谷です。

教育委員会としましては、各学校からの報告により現状を把握しているところですが、グリーンベルトの塗り直しについては、優先順位が低くなっていたり、要望できるという認識がなかったりする学校もあると考えられることから、今後は、特にグリーンベルトや横断歩道が薄くなって塗り直しが必要とされる箇所についても要望を上げるよう学校へ周知することで、より通学に係る安全対策に努めてまいります。

以上です。

○坂本健治委員長 小野林委員、どうぞ。

○小野林治三夫委員 確認です。せんだっての土木維持管理室では、延べ17.5キロだったかな、

グリーンベルトの塗っている箇所があるという報告でした。そして、たしか以前に、ここの議会か委員会で質問したとき、薄くなってるよと私も言ったものですから、そこからまた塗り直しに入ってくれてるのかもしれませんが、答弁では1年に1キロです。そして耐用年数が8年。これ、どない考えても塗り直しが追いつかんのですよね。

そして、教育委員会は、今の答弁ね、これ大変、私、えっと思うんだけど、最後の答弁、今後は、グリーンベルトや横断歩道は薄くなってる箇所についても要望を上げようという書き方である。これ、教育者が毎日子どもの送り迎えとか地域で活動されてる中で、薄くなってるのを見てても、この言い方だったら教育委員会に上げられないですよ。指示待ちですよ。だけど、人として危ないと気づいたら吸い上げるという、教育委員会がそういうものを吸い上げて、じゃ、土木維持管理室にお願いに行こうとかいう判断をするのが教育委員会と違うのかな。先生方も教育委員会の指示待ちで、指示がなかったらスルー。

今日、ちょっと映像は流されないんですけど、一般質問だったら前へ流そうかなと思うぐらい薄いところ多いですよ。それを今の答弁で、このような答弁をして、これ最終と言うんです。私、それまでに、これ、3回か4回そうでないだろうと言うても、最後この答弁。もう昨日、時間切れで、もういいよと言うてあげた。子どもたちに自分で自立して、自分の身は自分で守りなさいということを教えてるはずだと思うんですけども、教育委員会の立場がそんな形で流しておったんでは、現場の先生方、これ言うてもしゃあないな、言うてもしゃあないなと。私が議員になったときに学校の現場から聞いた声と今も一緒です。学校の傷んだところを直してほしいんやと、小野林先生、これ何遍言うてもあきまへんねん、そのうち教頭、校長替わるんですわと。だから用務員さんが実は一生懸命直してくれてました。今も一緒です。二十何年たっても。

教育委員会というのは、できましたら子どもの意見を聞く、子どもを伸び伸び育てていく。和泉市が条例つくってるんですよ。輝く子たちを伸ばしていくのに、教育委員会の立場、こんな答弁では、私は、えっと思っております。このことに関して、何か御意見あるんだったら述べてください。なかったらこのままで終わります。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○仲谷正太郎教育・こども部学校教育室児童生徒支援担当課長（教育センター所長） 児童生徒支援担当課長、仲谷です。

委員御指摘のとおり、教育委員会としては、通学路の安全確保は児童・生徒の命を守る上で最も重要な課題の一つであり、教育委員会としても今回の御指摘を重く受け止めておりま

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

す。学校から上がってくるのを待つというのではなくて、学校が直接しっかりと、その薄いの気づいた場合は、自ら確認をして、すぐ教育委員会のほうに報告が上がってきた場合、教育委員会も含めて確認をさせていただいて、できるだけスピード感を持って対応していくということを進めてまいりたいと思っております。

通学路の安全対策につきましては、グリーンベルトの設置だけではないですが、今後も様々な機関や組織と協力しながら、でき得る限りの対策に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○坂本健治委員長 それでは、委員会の途中ですが、お昼のため午後1時まで休憩いたします。
(午前11時49分休憩)

————— ◇ —————
(午後1時00分再開)

○谷上 昇副委員長 午前に引き続き委員会を開きます。

他に質疑の発言はありませんか。

原委員。

○原 重樹委員 共産党の原です。

項目数は多いけど、もう端的にやっていきますので、御協力よろしくお願いします。

まず、消防で2点ですが、現在のまず職員数について教えてください。それと、あと2番目には、ちょっと緊急通報の119番の話です。そのあたりの2点だけですので。

あと、教育委員会は、まず、259ページの少人数学級について、それから261ページの学校プールの問題、それから267ページの学校の適正配置事業、それから291ページの留守家庭児童会、それから295ページの青少年センター、それから307ページのホストタウン交流問題ということです。

午前中のにもダブってるところもありますので、なるべくダブらないようにしながらいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

じゃ、まず、消防のほうで、現在のもう職員数、全部で結構ですので教えてください。

○谷上 昇副委員長 どうぞ。

○中塚隆文消防本部総務課長 総務課長の中塚です。

令和7年10月1日現在の職員数は、消防吏員162名、事務職員1名の合計163名です。

以上です。

○谷上 昇副委員長 原委員。

○原 重樹委員 次に、163名ということですが、いつも聞いております国基準と比較するとどうなのでしょう。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○中塚隆文消防本部総務課長 総務課長の中塚です。

和泉市は、総務省消防庁が示す消防力の整備指針における消防職員の総数は199名であり、現在の職員数163名と比較すると36名のマイナスとなっております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 原委員。

○原 重樹委員 じゃ、この間、後から質問します消防の指令業務の問題もありましての話なんです、危機管理部へ行った人、出向した人、その数何名でしょう。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○中塚隆文消防本部総務課長 総務課長の中塚です。

市では、地域防災力の向上が喫緊の課題であり、体制強化に関して即戦力である消防職員の派遣を求められました。

一方で、和泉市の人口は、少子高齢化で減少傾向にはありますが、高齢化の増加に伴い救急件数は毎年増加しております。このため消防としては、消防力の向上のため救急隊員を増員し、日勤救急隊の配置が必要と考えています。市として安全・安心なまちづくりに向けた双方の課題があるため、市長部局と消防力の向上に向けた日勤救急隊の設立、地域防災力の向上に向けた消防職員の派遣による体制強化について協議を行い、結果として双方の課題を一日でも早く解決、または実現できるように、日勤救急隊の設立、配置については、令和8年10月からの設立に向け消防職員を増員する。地域防災力の向上に向けた体制強化については、令和7年10月から消防職員3名を危機管理部へ出向することで決定し、10月より消防職員3名が出向しております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 原委員。

○原 重樹委員 分かりました。

前も意見として申し上げておきましたけども、今、消防のほうではもちろん、先ほど言った国基準からしてもマイナスという状況ですけども、特に救急関係の課題がかなり大きいといえますか、逼迫してる状況の中で、いわゆる危機管理部のほうに行かすべきではないとい

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

うことを言ってきましたけど、結果として3名行かしたということになりますので、それはそれで取りあえず聞いてといいますか、批判だけしときます。

じゃ、次、2点目に、堺市との関係で救急の通報、119番を受けるほうの話ですけども、それを多分12月ぐらいからだったと思いますけれども、これがもう既にやられてると思いますけれども、この辺のちょっと中身含めまして、委託料等も出てると思いますが、その辺ちょっと説明していただけますか。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○中塚隆文消防本部総務課長 総務課長の中塚です。

堺市への消防指令業務の委託は、令和6年12月1日に開始し、現在決算書で示しております消防指令委託料3,358万1,000円については、令和6年12月1日から令和7年3月31日までの委託料でございます。

以上です。

○谷上 昇副委員長 原委員。

○原 重樹委員 4か月ほどということになりますけども、じゃ、多分予算のときもやってるんだと思いますけど、これ1年間にしたらどのぐらいになるでしょう。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○中塚隆文消防本部総務課長 総務課長の中塚です。

令和7年度予算については1億2,000万円を計上しております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 原委員。

○原 重樹委員 いや、1億2,000万円はいいんだけど、ほぼ1年間これを続けたとして、予算は予算ですので、ざっと多分3倍すりゃ1億円ぐらいになると思うんですけども、そういうことでいいのかどうか含めてどうでしょうか。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○中塚隆文消防本部総務課長 総務課長の中塚です。

委員、そのとおりです。

以上です。

○谷上 昇副委員長 原委員。

○原 重樹委員 分かりました。

かなり高いといいますか、これで先ほど人の問題もしましたが、簡単に言うと10人分だ

ったというふうには思いますので、いわゆる119番を取るほうが。だから、その分をということにはなるので、そういうことからすると、約1億円等々のことでも、かなり政令指定都市と衛星都市の和泉市ですから、人件費等々も違うといえは違うんでしょうけども、やはりそういうことでやってるということでは批判といいますか、それをしときたいというふうには思います。

じゃ、続きまして、今度もう教育委員会のほうの話なんですけれども、少人数学級の話です。

ここでは、市長公約も含めまして、中学校1年生のみの少人数学級という、中学校が、いうことになったと思うんですけども、まず、この職員数について教えていただけますか。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○岩井靖久教育・こども部学校教育室教職員担当課長 教職員担当課長の岩井です。

令和6年度対象の学年は、中学校1年生で7名の市費任期付教員を配置いたしました。これにより、令和6年度は小学校1年生から5年生と中学校1年生で35人学級となりました。

以上です。

○谷上 昇副委員長 原委員。

○原 重樹委員 そうですね、小学校のほうは国のほうが進めておるということもあって、この令和6年度で言えば小学校5年生まで。だから、このときに多分言ったと思いますけど、この令和6年度というのは、令和6年度は6年生、中学2年も3年もそうですけども、が40人学級だったというふうには思っておりますので、違えばまた言ってくれたらええですけども、じゃ、令和7年と8年ではどうなっていくのか、その辺を教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○岩井靖久教育・こども部学校教育室教職員担当課長 教職員担当課長の岩井です。

今年度におきましては、小学校6年生が国の基準により35人学級となりました。また、中学校2年生には、新たに市費任期つきで教員を充て、これにより小学校1年生から中学校2年生までが35人学級となっております。

また、令和8年度においては、小学校全学年と中学校1年生は、国制度にて35人学級となり、残る中学校2年生、3年生は市制度で35人学級とし、全学年で35人学級が確保される予定です。

なお、国制度での35人学級制度が順次拡大されるので、令和10年度には全ての学年で国基準による35人学級となる予定です。

以上です。

○谷上 昇副委員長 原委員。

○原 重樹委員 分かりました。それはもう聞いておきたいというふうに思います。

次に、学校のプールの問題です。261ページですね。

まず最初に、この学校のプールなんですけれども、いわゆる民間委託してるということで我々批判もしてきたんですけれども、民間委託している学校の数、もう学校数でいいです。それから、逆にそうはなってなくて、インストラクターを、専門家を配置してるということもあると思いますが、その数はどうなってるのか教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

令和6年度に民間委託を行った学校数は16校、インストラクター派遣を行った学校数は6校です。

以上です。

○谷上 昇副委員長 原委員。

○原 重樹委員 じゃ、令和6年度に新規に民間委託した学校というのはどこか、学校名で教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

令和6年度、新たに民間委託となった学校は、和気小学校、芦辺小学校、青葉はつが野小学校、北松尾小学校、鶴山台北小学校の5校です。

以上です。

○谷上 昇副委員長 原委員。

○原 重樹委員 じゃ、次に、夏休み中の水泳指導のことなんですけれども、夏休み中はどうしたのか、令和7年度も含めましての話なんです、それぞれ何回ぐらいやってるのか、対象学年等も含めて教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

令和6年度は、小学校夏季水泳指導として、6年生のうち希望者に対して2回、1から5年生のうち希望者に対して各1回実施しました。令和7年度は、小学校チャレンジ水泳教室として、小学校2・4・6年生のうち、一定の泳力基準に満たない児童を対象に各1回実施

しました。

以上です。

○谷上 昇副委員長 原委員。

○原 重樹委員 じゃ、次に、もう最後にしておきますけれども、これからのことだと思いますが、中学校含めて民間委託になっていくということになるんですけれども、いわゆる部活、中学校の水泳部についてはどうしていくのか、ちょっと教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

中学校の民間委託については令和8年度からスタートするところであり、対象校において水泳部活動を行っている学校はなく、影響はございません。

また、令和9年度より民間委託を行う学校においては部活動が行われており、令和7年度内には調整を完了させる予定でございます。

以上です。

○谷上 昇副委員長 原委員。

○原 重樹委員 民間委託等々をして、それで、先ほど小学校の夏休みのことも聞きましたけれども、ただ1回実施した等々のことが言われてますけど、今までやったら毎日のようにとにかく自分ところの学校へ行って泳いで、夏休み中ですよ、帰るみたいなことがやられたので、今後これがどういうふうになってくるかといいますか、水泳力みたいな話がありますけど、その辺も含めて。

部活については、令和8年度は云々と言いますけど、そういうところを選んだのか選ばないのか知りませんが、令和9年度からはそういう民間委託をしていく学校にも部活動が行われてるところがあるので、今年度中には調整を完了したいということなんですけども、実質、その辺はどういうふうになっていくのかというのは、これはもう實際上、回数が相当減ることには多分なるとは思うんですけども、その辺は見ていきたいとは思っています。

それから、もうプールの問題はこれで結構です。

次に、学校の適正配置事業ということなんですけど、267ページですね。ちょっとこの事業の内容を簡単に結構ですので教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○奥 信介教育・こども部教育総務課長 教育総務課長の奥です。

学校適正配置事業の内容につきましては、施設一体型義務教育学校、いわゆる小中一貫校

への移転統合に係る事務でございます。

令和6年度におきましては、今年4月に開校した槇尾学園と、令和9年開校予定の（仮称）富秋学園の学校開校準備委員会をそれぞれ2回開催し、校長、PTA、町会などと施設一体型義務教育学校の開校に向けた意見交換を行ったものでございます。

以上です。

○谷上 昇副委員長 原委員。

○原 重樹委員 そういうことのようにですけども、ただ、なぜこれを聞いたかといいますと、今年の4月に開校した槇尾学園ですか、これ令和6年度決算ですから、それはいろいろ調整もあってやったんだろうなというのは分かるんですけども、富秋の小中一貫校です。これについては令和9年度開校予定ということで聞いておりますので、この辺から何回もこんなやっていくものなのかどうか含めて、その辺の必要性も含めての話ですけども、何回までやるのか知りませんが、今後の予定等も併せて教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○奥 信介教育・こども部教育総務課長 教育総務課長の奥です。

学校開校準備委員会におきましては、新校の開校に向けての進捗状況を地域に共有することに加えて、通学対策や校章、校歌、服装、施設整備など、開校に向けて検討が必要となる様々な項目について、地域の方を含めて意見交換をすることを目的としております。

（仮称）富秋学園の学校準備委員会は、令和3年度に小・中一貫校とする方針を決定して以降、5年間で15回の準備委員会を開催し、令和7年度中には校章、校歌などの検討項目について一定整理のめどが立つ見込みであることから、令和8年度におけます学校開校準備委員会の開催回数は現時点では未定ではございますが、令和9年4月の開校に向けて共有すべき事項等を整理の上、必要に応じて開催する予定としております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 原委員。

○原 重樹委員 多分、趣旨は分かっていると思いますけれども、正直、もうちょっと何回かせないかんというのは分かるんですけど、こんな15回もする必要があるのかというところがありまして、別にお金の問題とか、そういう問題ではないですけども、もうちょっとこれとこれの検討やとかいうことでまとめてそれぞれ結論出していけば、後、結論をいろいろ出していくということにすればいいんじゃないかというふうには思います。地域の皆さんの気持ち等々もあるでしょうからそういうふうにしてるのかも分かりませんが、もうちょっ

とまとめた形でしたほうがいいんじゃないかということは申し上げておきたいというふうに思います。

じゃ、もうそれはそういうことで申し上げて結構です。

次に、給食の問題です。

275ページです。学校給食補助金ということで出てますけれども、この内容、多分物価対策だったと思いますけど、ちょっと内容を教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○濱田直美教育・こども部学校園管理室保健給食担当課長 保健給食担当課長の濱田です。

令和6年度の学校給食費は、小学校で4,920円、中学校で5,520円でしたが、物価高騰により必要となった増額分、小学校が月額350円、中学校が月額390円の補助を行いましたので、保護者の負担額は、小学校が月額4,570円、中学校が月額5,130円でした。

なお、物価高騰に伴う支援としての市補助金は5,688万8,490円を支出したものでございます。

以上です。

○谷上 昇副委員長 原委員。

○原 重樹委員 要するに物価の問題で補助するといいますか、そういうふうになったということだと思います。

次に、令和6年度は補助することになったけど、次いで令和7年度、今年度はそれ以上に物価上がってるという状況なのに補助はしてないということは事実として言っておきたいと思います。

次に、学校給食のいわゆる民営化の話なんですけれども、学校給食の民営化はどうなるのか、まずそこをお知らせください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○濱田直美教育・こども部学校園管理室保健給食担当課長 保健給食担当課長の濱田です。

令和6年度時点の調理業務委託校ですが、小学校は北松尾小学校、青葉はつが野小学校、国府小学校の3校です。

次に、中学校は、和泉中学校、郷荘中学校、石尾中学校、北池田中学校、南池田中学校、光明台中学校の6校で、義務教育学校は、南松尾はつが野学園であり、令和6年度では、全30校中10校にて調理業務を委託しました。

なお、そのうち令和6年度において新規に委託を導入した学校は、北松尾小学校の1校で

ございます。

以上です。

○谷上 昇副委員長 原委員。

○原 重樹委員 ということなんですね。

あと、ついでに令和7年度以降の話としても聞いておきたいんですけど、ただ、先ほど30校中10校やと言いましたけど、令和7年度は槇尾の小中一貫校ができましたので、これ、30校じゃなくて、多分28校になると思いますけども、それで今後どういうふうになっていくのか教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○濱田直美教育・こども部学校園管理室保健給食担当課長 保健給食担当課長の濱田です。

今後の給食の調理業務委託の導入計画については、令和7年度には槇尾学園に導入しております。今後は、令和8年度に信太中学校、令和9年度に（仮称）富秋学園に導入予定としています。

令和10年度以降の導入計画については、現時点で具体的な年度や具体的な学校名までの整理には至っておりませんが、今後における調理員の退職見込みを勘案すると、令和11年度以降には順次委託を導入していく必要があると分析しています。このことから、新たな委託の導入に合わせて給食室の衛生管理向上のためのドライ化改修工事を含めた調理委託の導入と、給食室の改修計画を現在整理しているところです。

以上です。

○谷上 昇副委員長 原委員。

○原 重樹委員 今までいろんな形で批判もしてきましたけど、取りあえずそういう計画ですよということについては聞いておきたいというふうに思います。

次の問題、留守家庭児童会です。これにつきましては、午前中に井阪委員からも質問があった内容だと思いますので、立場は大分違いますけど、その辺は一つ一つ聞くんじゃなくて、まず、最初の槇尾学園の、今回の令和6年度のこの決算の中では、令和7年4月から始まった運営委託料なんですけども、本来は。しかし、それを令和6年度の決算ですので、それを引き継ぐためにこれやったということで、134万円ほどが出てるということは、それはそれで聞いておきたいというふうに思います。

そこで、ちょっと観点変えましてですけども、今回、槇尾での留守家庭児童会、学童保育は、要するに初めて民営化したやつですよ。じゃ、それまで横山のほうの小学校でいわ

ゆる学童保育やってたと思うんですね。令和6年度までですか、やってたと思うので、そのやってた支援員というのはどうなったのか教えていただけますか。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○藤木 守教育・こども部こども未来室幼保育成担当課長 幼保育成担当課長の藤木です。

横山小学校留守家庭児童会では、令和6年度末時点で5人の支援員が勤務していましたが、そのうち4人は本市の他の留守家庭児童会へ異動になりました。残り1人は民間委託事業者が運営する榎尾学園留守家庭児童会で支援員として勤務しています。

以上です。

○谷上 昇副委員長 原委員。

○原 重樹委員 要するに、民間のほうに1人行って、あとの4人はそれぞれ和泉市の直でやってる留守家庭児童会のどこへどう行ったか知りませんけども、行ってるということだというふうには思いますけれども、先ほどの答弁で、今後民間委託どうするんやというような井阪委員の質問もありましたけども、令和9年4月からは富秋学園をするということも明言されて、それだけじゃなくて、北部地域の小学校を含めた複数校を一括発注していくというような、そんな言い方もしておりますので、一括発注というのか、どことどこがということで、ある業者に対してそういう一括で発注するということなんでしょうけども、もうそこまで決めてとにかくやってるということになるんでしょう。

それは、もうそういうふうに取りあえず聞いてはおきたいと思うんですけども、今回、榎尾のほうでいわゆる民間委託する理由が、支援員が不足してて探すことができないといいますか、困難といいますか、そういう発想だったんですよね。それで民間委託するんだという、そういうことだった。民間委託するんだけど、いわゆる費用からしますと、民間委託したほうが高くなる。これが予算委員会での話だったと思うんですね。高くなるって、それはそのとおりの話で、何でかという、例えば支援員を集めるという意味では、民間委託されたほうの業者も、今までいけば教育委員会。直であれば教育委員会も同じやと思うんですね。民間委託されたほうも、どこか遠くからこんな人を連れてくるわけにいきませんわな、はっきり言うて。朝出て夕方か夜帰ってくるような時間帯でこれやってるわけじゃないんですから、近くでとにかくそれは人探さんとしようないということになりますわね。支援員を探さんとしようがないという。

だから、そういう意味では、別に民間のほうがどこかから遠くから人を連れてきてというわけにもいかない事業でしょう。だから、そういう意味では、私はなかなかこういう民間委

託して、しかも、簡単に言えば、普通の民間委託と違って料金が高くなるんです、直営よりも。というのが、もし違ったら言うてくれたらええですけど、そういうことで、何で民間委託せにやいかんのというのが正直、私としてはあります。わざわざ。

ほんで、民間委託の受ける業者というのは、これは、そういう支援する人の支援員の待遇そのものもそうでしょうけども、しかし、民間ですからもうけなあきまへんから、そのもうけも含めて簡単に言うたら増になる、費用は。ということに当然なるわけですので、高くなるというのはある意味当たり前の話だというふうに思いますけども、もし、これで今後、いや、もっとどんどんやっていくんだというようなことを言ってるわけですけども、しかし、そんなことでいいのかと。逆に言うと、もっと市の支援員の待遇をよくするために使ったほうがいいんじゃないですか、その辺は。もちろんそういう支援員そのものを探さなあかんという業務は教育委員会のほうに当然ついて回るわけですけども、というふうに思うんですけども、支援員の処遇をもっとよくしていくほうに、どうせお金を使うんだったら、そのほうがよっぽどいいというふうに思いますけど、その辺ではどう考えてるでしょうか。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○藤木 守教育・こども部こども未来室幼保育成担当課長 幼保育成担当課長の藤木です。

これまでも支援員の処遇改善には取り組んでまいりましたが、今後も留守家庭児童会の安定的な運営のため、引き続き人材確保に努めながら民間委託についても検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 原委員。

○原 重樹委員 もう答弁は結構ですけど、安定的な運営のため人材確保ということを言われました。だから私、最初言うたように、民間で受けたほうも、もうそんな遠くから人を探すわけにいかんのですから、簡単に言ったら近くで探さなきゃあないんですよ、これ、逆に言うと。だから、そういうことを含めて、ほんまに安定的な運営と言うけど、そういうことを言うというのは、逆に言うと、教育委員会では安定的な運営はできまへんと言ってるようなものですからね。その辺はこれからの民営化、私は反対ですけども、民営化の問題を含めてよく検討をしてほしいということは申し上げておきたいというふうに思います。

じゃ、もう次の問題いきます。青少年センターの話です。

まず、青少年センターの職員体制について教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○藤原 寛生涯学習部生涯学習推進室青少年センター所長 青少年センター所長の藤原です。

現在の青少年センター職員は正職員 5 名、再任用職員 1 名と会計年度任用職員 3 名でござ
います。

以上です。

○谷上 昇副委員長 原委員。

○原 重樹委員 決算書見て、職員 5 名と書いてましたから、いうことなんですけれども、そ
れだけではないということなんすけども、これ、令和 9 年 4 月から富秋中学校区の小中一
貫校が始まってくるということになるというふうに思いますけども、それと同時に、今やっ
てる、ここで言うどろんこという名前、どろんこ子ども会ですかね、そういう名前になる
と思いますが、簡単に言えば、幸小学校の留守家庭児童会ですわ。学童保育ということにな
ってるんですけども、これは、ちょっともう令和 9 年に富秋の学校が開校すれば、もうこの
どろんこはなくなるということで聞いておりますので、その辺は市職員の必要性もなくなっ
てくるんじゃないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○藤原 寛生涯学習部生涯学習推進室青少年センター所長 青少年センター所長の藤原です。

すこやか広場事業、通称どろんこ子ども会は、学校の放課後や長期休みにおける安心・安
全な居場所を提供し、青少年健全育成を目的とした事業であり、その中に留守家庭児童会が
含まれているものであります。

令和 9 年度からは、（仮称）富秋学園開校時に留守家庭児童会が開設されるため、現在の
どろんこ子ども会のうち留守家庭児童会機能は削減されますが、従来から外部委託している
ことから、現時点においては青少年センター職員の体制は変わることはないものと考えてお
ります。

以上です。

○谷上 昇副委員長 原委員。

○原 重樹委員 今の話で、従来から留守家庭児童会の機能については委託してるというこ
とですね。だから、もう職員の数というのは変わりませんよといいますか、そういうふう
に思っておるといいですか、というようなことだと思いますけど、まず第一に、委託して
るという、先ほど職員の人数聞きましたけど、実際やってるとしたら、これらの職員が全部、別に
そのどろんこのためだといって委託してるんでしょう。民営化してるようなものですが、
委託してるということになるわけですね。

それとか、最終言えば、今度、池上小学校も学童保育やってますよね。その職員もおりますよね。だから、一つとして、先ほどの、簡単に言うと留守家庭児童会の民営化の問題では、令和9年度、今度富秋でやるというふうに言ってますけど、この人らどうなるのかなど。この人らもやってもろうたらと。そしたら別に委託する必要もない。直でやったらいい間違いですかというふうに思うんです、その辺は。1つはもうそういうことです。

実際上は、これ多分、子どもの居場所づくりだということなんですけども、そんなの簡単に言うと、青少年センターでやってどろんこやってるわけですよね。これに係る人は委託してますと、こう言うんやけど、職員は簡単に言ったら見とるだけかと。そんなことあり得ない話で、居場所づくりだと言うても、ここが居場所づくりでしょう、簡単に言うと、それそのものが。今後もそれあるから職員数は変えない。これは多世代交流センターのほうの話にはなりますけど、ましてや前から指摘してますけど、これは、いわゆる同和関連で特別施策として幸青少年センターみたいな名前だったと思いますけど、それで特別にやってきたんですよね。それをずっと引き継いでるだけの話ですよ、簡単に言うと。私はそういうふうに思っております。

しかし、それで今度は人権という名前に変えていろいろしていこうということなんですけども、居場所づくりって言うけど、こんなの1か所だけでこんなもの、全体の居場所づくりなんてできるわけないね。たとえ超豪華な多世代交流会館ができたにしても、もう地域的に距離的に無理ですよね。だから、そういうことを含めて、ちょっとこれはきちっと、別に職員を減らせばいいということではないでしょうけども、その仕事といたしますか、今後の中身も含めて、やはりきちっとしておくべきだということは強く申し上げておきたいというふうに思います。

じゃ、次いきます。

最後に、これもやってましたけど、307ページのセネガルとのホストタウンの話なんですけど、セネガルとの交流というのは、先ほどもちょっと出てましたけど、今後どうしていくつもりなのか、その方向性だけはっきりしてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○富岡大作生涯学習部生涯学習推進室スポーツ振興担当課長 スポーツ振興担当課長の富岡です。

令和6年度、7年度については、内閣官房事業である万博国際交流プログラムを活用し、セネガル共和国との交流事業を実施してまいりました。

今後は、オンラインの活用も含め、和泉市民がセネガル共和国の文化に触れる機会などを設けていきたいと考えています。

以上です。

○谷上 昇副委員長 原委員。

○原 重樹委員 これは、ちょっとそういうのをしたらあかんということではないんですけど、方向性ははっきりさせておくべきだと思います、国際交流の方向性ですね。中国の南通市とアメリカのブルーミントン市、これは姉妹都市結んで云々ということはあるんですけども、だから、今後どうしていくかというところもなく、ちょっと何かたまたまと言ったらおかしいですけども、セネガルとやってるというような、ほんで、何もないというわけにいかんから、取ってひっつけたような交流云々というんですけどね。

なぜこんなことを言うかといったら、1つは、JICAという国際協力機構というのがあるらしいですけども、あつて、それで今回、そのJICAが記者会見して言ってた中身があるんですよ。これは何かといいますと、別に和泉市の話じゃないんですが、たまたまホストとして自治体になったと。その自治体がそこへ行ったら、何か物すごく待遇がよくなるみたいな話でいっぱい偽情報なんですけど飛んだと。偽情報がいっぱい飛んで、それで、そのホストをした自治体も含めての話ですが、もうしませんと。偽情報がいっぱい出てきてということで、そういう記者会見をしたというのが最近あったと思うんですけども。

だからといってどうこうということではないですけど、和泉市がそうだというふうには言いませんし、じゃないですけども、ただ、国際交流そのものの在り方みたいなやつは、ちょっと基本的な方針をきちっとつくったほうがいいと、持ったほうがええという。そのことは、ただ単にオリンピックのホストになって云々みたいな話で、ぱっぱとそれで交流をしていくというような、そんなものでええのかと。地域的にもそうですけども、アフリカでいいのかとか、いろいろ含めてです。

だから、もうちょっときちっとしとかなないと、こういうものに踊らされながら、やっぱりやるようなものではないと思いますので、もちろん限られた財源ですし、そんなにお金を出せるわけじゃないのでということもありますし、だから、その辺はちょっと今後の国際交流の在り方として、基本的な考え方というのをはっきりさせるべきだということは強く申し上げておきたいと思います。

以上で終わります。

○谷上 昇副委員長 他に質疑の発言はありませんか。

関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。五月会の関戸です。よろしくお願いいたします。

全部で7点ございます。まず、ページ数と質問項目を申し上げます。全て教育費です。

261ページ、学校教育活動事業の7報償費、スクールガードリーダー報償費について。同じく、学校教育活動事業の12委託料、学校水泳授業屋内プール活用事業委託料。263ページ、教職員人材育成事業の7報償費、コミュニケーション支援者報償費について。289ページ、生涯学習センター管理運営事業の14工事請負費、排水設備緊急改修工事費について。305ページ、美術館管理運営事業の14工事請負費、茶室耐震補強工事費と本館空調設備緊急改修工事費について。307ページ、体育施設管理運営事業の12委託料、（仮称）北部総合スポーツセンター調整池整備調査委託料について。最後に、309ページ、同じく体育施設管理運営事業の委託料で、体育施設指定管理料に関連して。以上7点お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

まず、初めに、261ページの学校教育活動事業の7報償費、スクールガードリーダー報償費に関連してお尋ねいたします。

午前中の小野林委員さんの御質問と一部重複いたしますけれども、御容赦いただきますようお願いいたします。

まず、このスクールガードリーダーについて、どのような者を指すのか教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○仲谷正太郎教育・こども部学校教育室児童生徒支援担当課長（教育センター所長） 児童生徒支援担当課長の仲谷です。

スクールガードリーダーにつきましては、大阪府地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業補助金を活用し、警察官OB5人を委嘱し、地域社会全体で学校安全に取り組む体制づくりを支援するとともに、登下校の安全確保に向け巡回指導を実施しているものです。

具体的には、児童・生徒の登下校時に担当校区をバイクで巡回パトロールしながら、交通安全に係る声かけや実態把握を行い、教育委員会や学校に報告を行っているものです。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

お答えによりますと、このスクールガードリーダーですけれども、人数は5名で、警察のOBの方が登下校時に巡回パトロールをされているということです。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

それで、通学路の安全対策に関しまして、（仮称）富秋学園の通学路についてお尋ねいたします。

これまで同じ会派の松田議員が大綱質疑で取り上げられ、他の議員さんも取り上げられておりましたが、中でも和泉第一団地の前、阪和東側1号線から線路を多くの児童・生徒が横断することについて気になっているところです。

この場所の安全対策について、現在の検討状況を教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○仲谷正太郎教育・こども部学校教育室児童生徒支援担当課長（教育センター所長） 児童生徒支援担当課長の仲谷です。

阪和東側1号線につきましては、現在、道路整備担当部局にて路線全体の速度抑制をはじめとした安全対策に係る詳細設計業務に取り組んでいるところであり、委員御指摘の横断対策については、教育委員会事務局も連携し、整理を進めているところです。

具体の対策案については、今後、警察協議を踏まえ、今年度中に整理予定としており、開校までに児童・生徒が安全に通学できるよう対策工事を実施していく予定です。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

既に御検討されているということで、ありがたく思っておりますけれども、お答えにありましたハード面の対策と並行してソフト面の対策を加えることで、さらなる安全性が高まるものと考えております。

そんな中、今年度開校いたしました槇尾学園におきましては、通学路の安全対策として、初めの3年間、登下校時間において、国道170号の交差点に交通警備員を配備されております。過去に私からも富秋学園の安全対策について、この例を引用しながら質問をさせていただきました。

そこでお聞きしますけれども、（仮称）富秋学園の通学路についても、線路の横断に関して槇尾学園と同様に交通警備員を配置する考えがあるのかないのか教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○仲谷正太郎教育・こども部学校教育室児童生徒支援担当課長（教育センター所長） 児童生徒支援担当課長の仲谷です。

通学路における線路の横断については、他の校区でも線路を横断している状況も確認して

おりまして、現時点では、槇尾学園のような人的配置についての予定はございません。

しかしながら、現在、線路横断も含めた阪和東側1号線の安全対策に関する詳細設計に取り組んでいるところですので、横断に係る安全確保については、ハード面の対策を整理しながら、必要に応じて地域や関係機関による見守りや、スクールサポートスタッフなど学校による見守りなどのソフト面も含め、今後しっかりと取り組んでいくこととしております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。槇尾学園のような交通警備員については配置の計画はないということでお答えいただきました。

それと併せまして、スクールサポートスタッフというワードが用いられたわけですが、こちらにつきましては、地域住民によります通学見守り隊のようなボランティアではなく、有償で現地に配置できる仕組みのようでございます。槇尾学園と同様に、まずは初めの3年だけでもしっかりと業務として配置の上、子どもたちの安全を確保していただきますことを要望しまして、この質問は終わります。

続きまして、261ページ、学校教育活動事業の12委託料、学校水泳授業屋内プール活用事業委託料に関連してお尋ねいたします。

こちら先ほどの原委員さんと一部重複いたしますけれども、御容赦いただきたいと思います。

まずは、この事業の内容について教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

学校水泳授業屋内プール活用事業は、令和3年度と4年度においてモデル実施した後、令和5年度には小学校10校と中学校1校において実施し、令和6年度では、小学校15校と中学校1校において実施したものです。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

では、委託された後の事業の効果ですね。それと今後の展開について教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

令和6年度に民間屋内プールを活用した小学校15校においてアンケートを実施した結果、民間屋内プールでの水泳はよかったと答えた児童の割合は86.3%であり、教員の割合は99.6%でした。

また、水泳授業が始まる前と比べて泳ぐ力が伸びたと答えた児童の割合は81.7%であり、さらに来年も民間屋内プールでの水泳授業を実施したいと答えた教員の割合は98.5%でした。これらの結果から、子どもや教員から高い評価を得ているものと認識しております。

今後の展開につきましては、令和7年度に市内全小学校及び義務教育学校前期課程で民間屋内プール活用を実施しているところで、令和8年度からは、既に活用している槇尾学園を除く残り9校の中学校及び義務教育学校後期課程での民間屋内プール活用を順次開始する予定です。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

子どもたち、そして、さらに先生方からの評判もいいということですが、では、全ての学校が民間委託に移行する時期はいつでしょうか。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

中学校及び義務教育学校後期課程の民間屋内プールの活用について、令和8年度に3校、令和9年度に4校、令和10年度に2校で順次活用を進め、令和10年度に市内全校が民間屋内プールへ移行する予定です。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

令和10年度には全ての学校が民間委託になるということでございます。

そうなりますと、現在のプール施設が不要となってくるわけですが、この学校プールの跡地活用です。これまでも他の議員さんも取り上げられてきましたけれども、市として今後どうしていくのか教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○大内浩平教育・こども部学校園管理室教育施設担当課長 教育施設担当課長の大内です。

学校プールの跡地活用につきましては、まずは、これまでの検討整理としまして、各学校

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

のプールが学校のどの位置に整備されているのか。また、プールの場所とその接道状況等を整理してきたところです。ついては、各学校個別の現状を把握した上で、プール槽を残したままの活用方法や、プール槽を除却した上での学校での活用、加えてプール槽を除却した上での売却処分の可能性などについて、他事例も参考にしながら検討してまいりました。

また、学校プールを除却した場合の消防水利の必要性についても消防本部と協議してまいりました。

これらを踏まえまして、学校プールの跡地活用方針につきましては、現在改訂作業を進めております和泉市教育施設等長寿命化計画に位置づけることとしており、次の令和7年第4回定例会にて協議会報告を予定しておりますので、それまでに整理する予定としております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

私の認識では、新たに消防水利という言葉が出てきたわけですがけれども、これは、火災の際にプールの水を用いるという意味だと理解をいたしました。

私は以前、不要となった用地につきましては、スリムな行政といいますか、財源確保の観点から、その土地も売却してはどうかといった提案もしておりましたけれども、私の地元の学校からは、別の用途に使ってほしいといった声もいただいております。

御答弁では、次回の定例会で方向性が報告されるということですので、それを拝見した上で、改めて議論をいたしたいなというふうに思っております。

この質問は以上で終わります。

続きまして、263ページ、教職員人材育成事業の7報償費、コミュニケーション支援者報償費とありますけれども、まず、このコミュニケーション支援者について教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○柴田邦浩教育・こども部学校教育室人権教育担当課長 人権教育担当課長の柴田です。

コミュニケーション支援者は、学校で勤務している聴覚支援の必要な職員が参加する研修の際などに派遣を依頼している手話通訳者でございます。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

子どもたちに対してではなく、学校の職員さんのためということで、手話通訳者の派遣に

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

より、研修を受ける環境が整えられているということが分かりました。

それで、本市では、平成31年に手話言語の理解及び普及並びに豊かなコミュニケーションの促進に関する条例が制定されておりますけれども、学校現場におきまして、子どもたちが手話に慣れ親しむ活動や取組、これらについてどのようなことが行われているのか教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○柴田邦浩教育・こども部学校教育室人権教育担当課長 人権教育担当課長の柴田です。

各学校において総合的な学習の時間等を使って福祉学習の一環として手話体験を行ったり、人権学習の一環として聴覚障がい者の方や手話通訳者の方をゲストティーチャーとして招き、当事者の方の様々な思いを聞かせていただく機会を設けたりしています。

それ以外にも音楽の授業で手話を使いながら歌ったり、授業の始まりと終わりに手話で日常の挨拶を行ったりしている学校もあり、各学校で工夫して手話を学ぶ機会を持っております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

市内の学校で様々な取組をいただいているということが分かりましたけれども、今おっしゃっていただいた手話に関する取組なんですけれども、どれくらいの学校で実施されているのか、取り組んでいる学校の数が分かれば教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○柴田邦浩教育・こども部学校教育室人権教育担当課長 人権教育担当課長の柴田です。

令和5年度には小学校12校、中学校1校が、令和6年度では小学校15校、中学校1校が手話に関する取組を行っております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

ところで、子どもたちへの手話の普及に関しましてですけれども、兵庫県の加東市さんでは、手話言語条例を定めた日の前後1週間を手話言語の強化月間といたしまして、手話を学ぶことが当たり前の環境をつくることが目標といたしまして、子ども向けの手話のウェブ学習システムであるとか夏休みの手話教室など、様々な施策を展開されております。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

今後も継続していただいて、一つでも多くの学校でより充実した活動、また取組を進めていただいた上で、いつかは和泉市の子どもたちであれば全員が手話で自己紹介ができるといったまちになればすてきなというふうに思っておりますので、今後も引き続き取り組んでいただきますようお願いしまして、この質問は終わります。

続きまして、289ページ、生涯学習センター管理運営事業において、排水設備の緊急改修工事が上がっておりますけれども、この内容について教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○橋本吉人生涯学習部生涯学習推進室生涯学習担当課長 生涯学習担当課長の橋本でございます。

生涯学習センター排水設備緊急工事改修工事費92万1,800円につきましては、和泉シティプラザにおいて、地下水による地盤の弱体化や構造物の損傷を防ぐための地下水のくみ上げポンプが故障したことにより、緊急取替え工事を実施したものでございます。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

近年、異常気象に伴いまして、全国各地で線状降水帯が発生したり、ゲリラ豪雨という事象が相次いでいるところですが、つい先日も三重県の日土市で記録的な大雨が発生し、地下駐車場に駐車していた約270台もの車が浸水被害を受けるということがございました。

そこで、教えてもらいたいんですけれども、日土市と同様の記録的な大雨が降ったとした場合、和泉シティプラザの地下駐車場というのは、浸水被害の可能性というのはないのでしょうか。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○橋本吉人生涯学習部生涯学習推進室生涯学習担当課長 生涯学習担当課長の橋本でございます。

和泉シティプラザの地下駐車場への入り口は、道路面よりも高台に設置していることから、直接雨水が大量に地下駐車場に流入することは考えにくいことに加え、河川の氾濫等による浸水想定区域を示した洪水ハザードマップや内水氾濫についてしました内水ハザードマップにも浸水想定区域にはなっておりません。

また、地下駐車場に流れ込んだ雨水は、施設の雨水ますに流れ込む仕様となっております。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

して、雨水及び地下水のくみ上げにつきましても、1分間に約200リットルの水を排出できる機能を有したポンプを6基設置していることから、雨水ますがあふれ、浸水する可能性は低いと考えております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

お答えでは、あの場所は高台にあるということと、洪水や内水のハザードマップに浸水想定区域になっていないと。

それと、加えまして排出機能の高いポンプ。これ、今回直した部分かなと思ってますけども、それが設置されているということなので、お答えでは浸水の可能性は低いということですので安心をしております。

この点は確認でしたので、これで結構です。ありがとうございます。

続きまして、305ページ、美術館管理運営事業の14工事請負費の中に、茶室耐震補強工事及び本館の空調設備に関する緊急改修工事が上がっておりますので、これについてお尋ねします。

多額の予算ですけれども、不用額が400円ということで、入札によるものとしましては非常に不用額が少ないというふうに思っておりますけれども、これらの工事の落札率、それと、不用額が少ない理由について教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○横田昌幸生涯学習部久保惣記念美術館館長代理 久保惣記念美術館館長代理の横田です。

茶室耐震補強工事は、令和4年度から6年度にかけて3か年の事業で、令和4年7月26日に制限付一般競争入札で株式会社藤木工務店が落札しました。予定価格2億930万円、落札金額1億9,163万4,000円で決定し、落札率は約91%です。

次に、本館空調設備緊急改修工事は、各種美術品を保管している本館収蔵庫の空調設備の故障により収蔵庫内の温湿度が正常に保たれない状況となったため、国宝・重要文化財等の各種美術品を守るべく早急に対処する必要があったことから、随意契約により対応したものです。

また、不用額が400円と少額となっている理由については、茶室耐震補強工事について、令和6年度は当初予算額が7,328万4,000円、決算額が6,481万5,500円、不用額が846万8,500円となっており、本不用額のうち、本館空調設備緊急改修工事費に802万100円を支出したこ

とに加え、電気料金高騰により電気使用料が不足したため、44万8,000円を需用費に流用したためです。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

落札率と不用額が少なかったという理由ですけれども、落札の差金を利用して空調設備の緊急工事を実施したということと、電気料金の対応ということで、需用費に流用ということでしたので、そこは理解をいたしました。

それで、続いてですけれども、茶室の耐震補強工事の工事内容についてお尋ねします。

それと、この工事はまだ完了していないというふうに認識しておりますけれども、いつ完了するのかという点も併せて教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○横田昌幸生涯学習部久保惣記念美術館館長代理 久保惣記念美術館館長代理の横田です。

茶室耐震補強工事の工事内容につきましては、国の登録有形文化財である茶室は、築80年を超え老朽化が進み、耐震性に不安もあったことから、保存と活用を図るべく、令和4年度から6年度にかけて1期工事として、聴泉亭、惣庵、正門の耐震補強工事等を行いました。

なお、1期工事の竣工に伴い、利用者の安全確保のため平成30年6月より公開を中止しておりました茶室につきまして本年度より開館中の毎週日曜日に一般公開を再開しています。

今後は、令和8年度から9年度にかけて2期工事として、楠蔭庵、外腰掛待合、西門等の耐震補強や西塀の新設工事等を行う予定をしており、令和9年度末で茶室の工事は完了となる予定です。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

茶室耐震補強工事の内容を説明いただきまして、この完了時期が令和9年度末ということでお答えいただきました。

では、次ですが、本館の空調設備の緊急改修工事、この工事内容も教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○横田昌幸生涯学習部久保惣記念美術館館長代理 久保惣記念美術館館長代理の横田です。

本館空調設備緊急改修工事の工事内容につきましては、本館収蔵庫空調設備の蒸発機が破

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

損したこと、また空調自体の耐用年数が超過していたことから、部品交換だけでは復旧できない状態であったため、空調の室内機及び室外機を新しい機器に更新したものです。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。工事内容について理解をいたしました。

それで、この美術館なんですけども、今年で開館43年目ということで、施設、また設備の老朽化がかなり進んでいるかと思います。現に、先ほどの緊急工事におきましても、耐用年数の超過という言葉もございました。また、今回に限らず、これまでも施設及び設備等の老朽化に伴う改修工事によって休館せざるを得なかった期間もあったというふうに認識しております。

まだほかに修繕といいますか、改修等が必要な箇所があれば教えていただきたいのと、それ以外の課題があるのか。あるのであれば、それらを解決するため、今後、この美術館についてどのように取り組んでいくのか教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○横田昌幸生涯学習部久保惣記念美術館館長代理 久保惣記念美術館館長代理の横田です。

ほかに改修が必要な箇所につきましては、主なものとして、本館及び新館の展示室の空調設備です。そのほか、美術品等のコレクションは開館時の500点から1万3,000点となり、展示スペースや収蔵施設の狭隘化も問題となっています。

現在、開館50周年を迎える令和14年度に向けて、和泉市が誇る文化財産である本美術館がさらに魅力を高め、発展し、存続するためには、老朽化した設備関係を計画的に更新し、あわせて、現代のニーズに対応する改修やアップグレードを行う必要があることから、令和7年度から8年度にかけて、展示室、収蔵庫、設備機器類の更新等を検討するために必要となる各種現況調査及び施設改修計画を定める美術館リニューアル基本計画の策定に取り組んでいるところです。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。改修の必要がある施設としては空調ということと、課題といたしまして、展示スペースや収蔵施設の狭隘化ということでお答えいただきました。

当初、開館時の500点から1万3,000点ということで、実に26倍にもなっておりますので、その課題も致し方ないものと受け止めております。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

また、今後は開館50周年、令和14年度に向けてリニューアル基本計画の策定を進めていくということでした。

では、最後に、昨年度の議会で要望しておりました美術館の来館者用駐車場の舗装工事について、現在の進捗を教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○横田昌幸生涯学習部久保惣記念美術館館長代理 久保惣記念美術館館長代理の横田です。

令和6年11月にトヨタカローラ南海株式会社及びネッツトヨタ南海株式会社から、和泉市久保惣記念美術館の環境整備として企業版ふるさと納税により頂いた御寄附を活用し、来館者の安全性確保や利用環境の向上を目的に、令和7年11月から令和8年1月にかけて来館者用駐車場のアスファルト舗装工事を行う予定となっています。

なお、本工事に伴う休館はございません。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

トヨタカローラさんとネッツトヨタさんの寄附金で整備いただけるということで感謝をしております。

一般質問の際に申し上げましたが、こちらの美術館には、革靴であったり和装の方も多く来られますので、大変喜んでもらえるものと期待をしております。

それで、リニューアルの話に戻しますが、こちらの美術館は、本市の公共施設におきましては唯一と言ってもいいほど全国に誇ることができる施設ですし、その性質上、安価・低廉なものでは済まないことは容易に想像がついております。実に50年に一度という事業ですので、しっかりと予算を確保していただいた上で、次の50年、開館100年に向けて後世に残るようなリニューアルいただきますよう要望いたしまして、この質問は終わります。

続きまして、307ページ、（仮称）北部総合スポーツセンター調整池整備調査委託料についてお伺いいたします。

まず、この委託の内容を教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○富岡大作生涯学習部生涯学習推進室スポーツ振興担当課長 スポーツ振興担当課長の富岡です。

（仮称）北部総合スポーツセンター調整池整備調査委託料は、令和6年度及び7年度に

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

（仮称）北部総合スポーツ公園基本構想の策定委託を行っておりますが、構想策定に当たり、計画区域の雨水排水の処理について、隣接する惣ヶ池へ流入する水量の算出や、洪水調整池の検討が必要となり、計画の作成を委託したものです。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

基本構想の策定に当たっての必要な業務であったということで理解をいたしました。

それで、先日、この基本構想の素案が示されました。この（仮称）北部総合スポーツ公園の整備については、今後どのように進めていくのか教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○富岡大作生涯学習部生涯学習推進室スポーツ振興担当課長 スポーツ振興担当課長の富岡です。

（仮称）北部総合スポーツ公園基本構想は、現在パブリックコメントを実施しており、令和7年12月の策定完了を予定しております。

今後は、財源確保へ向けた補助金等の活用や事業手法の検討など、整備に向け取り組んでまいります。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

策定完了した後は整備に向けて取り組んでいくということですが、この施設の計画地であります旧の泉北水道企業団跡地につきましては、泉大津市さんと高石市さん、そして本市の3市が共有で所有する土地、そして国有地となっております。

そんな中、この場所をスポーツ公園として本市がに使わせていただくということを前提に現在調整をされてるかと思えますけれども、お尋ねするのがそのタイムリミットですね。つまり、泉大津市さんや高石市さん、また、国有地を管理いたします近畿財務局さんのほうから、いつまでに整備しなければならないといった期限は設けられているのか教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○富岡大作生涯学習部生涯学習推進室スポーツ振興担当課長 スポーツ振興担当課長の富岡です。

現在、想定しているスケジュールについては、基本構想の素案にお示ししたとおり、令和

16年度のオープンをめざすものですが、泉大津市や高石市、近畿財務局との調整の中で具体的な期限は設けられておりません。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。基本構想では、令和16年度のオープンをめざしているが、必ずしも整備を完成させなければならないという時期は設けられていないということを確認いたしました。

この施設なんですけれども、たしか基本構想の素案では、55億円から60億円程度の予算が必要ということが示されておりました。それで、このような大規模な施設であれば、当然工期が長くなってくることも想定するわけなんですけれども、そんな中、全ての施設が完成してからオープンされるのか。それとも少しずつ分割してでも整備しながら、できたところからその都度オープンしていくのか。複数の方法があるかと思いますけれども、まず、ここでは分割して整備していく場合のメリット・デメリットについて教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○富岡大作生涯学習部生涯学習推進室スポーツ振興担当課長 スポーツ振興担当課長の富岡です。

まず、整備を分割するメリットとしては、財政負担の平準化が図られること、また、デメリットとしては、段階的な整備を見越した施設の配置や動線の確保、工事スペースの確保が必要なこと、工事期間中における利用者の安全面の確保、またこれらに伴うコスト増などが想定されます。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

もちろん本来であれば、しっかりと財源を確保した上で、完全完成した後にオープンすることが理想だと思いますけれども、あらゆる可能性を排除することなく検討も必要だという考えから、今回、分割についてのメリット・デメリットを確認させていただきました。

メリットといたしましては平準化、また、その時点で財源を確保した段階で整備ができるということなので、つまり、その時々にあるお金で整備がいけるということだと受け止めております。

一方で、デメリットとして4つの項目を挙げていただきました。

1つ目は、段階的な整備を見越した施設の配置や動線の確保ということでございます。

こちらは工事の順番といたしますか、一般的には奥側から整備していくというのが、この立地上、道路が片面にしかございませんので、奥からしか整備ができないのかなというふうに思っておりますけれども、分割しながら整備となった場合、あるお金というもので使っていく場合に、これが基本構想のレイアウトと合致していくのかということに気をされてるのかなというふうに受け止めました。

2つ目ですけれども、工事スペースの確保ということにつきましてですが、こちらは建築資材の置場であるとか工事用車両の駐車場、また現場事務所といった工事ヤードが一部供用開始している中で、そのスペースを確保できるのかという点だと思います。

3つ目ですけれども、工事期間中におけます利用者の安全確保がございましたけれども、やはり子どもたちの来場もありますので、こちらは最も気になるところでございます。

そして、最後に、これらに伴うコスト増ということをおっしゃっていただきました。これは、先ほど示しました3点をクリアするためにさらなる出費がかさむのかなというふうに受け止めたところでございます。

コストに関して申しますと、たしか、かねてより30億円ということで進められていたわけですが、今の段階で55億円から60億円ということで、現時点で約2倍の事業費が必要となるということが示されております。この点につきましては、さきの一般質問におきましても友田議員さんのほうからも指摘があったかというふうに思います。

これまでの御答弁をお聞きする限りですけれども、私個人の感想としましては、分割整備は非常にハードルが高いと感じたわけですが、このあたり、どのような方針で進めていくのか。また、国や他の2市との調整もある中、担当課さんにおかれましては大変だと思いますけれども、様々な経過と長い年月を経て、ようやく動き出した事業でございます。私自身、過去に申し上げましたが、高校野球の一ファンとして、この野球場で高校野球の予選が開催されることを楽しみにしておりますので、しっかりとこの令和16年に向けまして早期に財源を確保した上で、コスト意識を持った上で取り組んでもらいたいということを要望いたしまして、この質問は終わります。

次、最後です。309ページに体育施設管理運営事業の体育施設指定管理料がありますので、これに関連しまして、市内体育施設の空調整備について伺います。

現在、市内の体育館には空調が整備されておらず、これまでも私のほうからはリース方式なども提案しながら、設置について要望をしてきております。それで、市民ニーズを把握す

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

るために、昨年度アンケートを実施していただいたと思いますけれども、このアンケート結果について教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○富岡大作生涯学習部生涯学習推進室スポーツ振興担当課長 スポーツ振興担当課長の富岡です。

アンケートにつきましては、体育館利用者に対し、令和6年7月から9月に実施し、179人から回答をいただきました。

主な内容といたしまして、空調設備の必要性についての問いに対し、必要との回答が152件で約85%、不要との回答が7件で約4%、どちらとも言えないとの回答が20件で約11%でした。

また、受益者負担の観点から、利用料金が上がるとしても空調は必要との回答が119件で、約66%となっており、多くの方に空調設備の整備が望まれている結果となっております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

利用者アンケートの結果についてお示しいただきましたけれども、それによりますと、85%の方が必要だとお考えで、それと併せて利用料金の値上げについては、約7割弱の方が御理解いただいているということが分かりました。

御承知のとおり、近年の暑さは異常を乗り越しておりまして、危険を感じるほどのレベルが続いておりますし、熱気の籠もりやすい体育館は熱中症の危険が高い場所だと思っております。市民ニーズが高い中、施設管理者として熱中症に対する対策が必要だと思いますけれども、空調の整備について改めて市の考えをお聞きます。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○富岡大作生涯学習部生涯学習推進室スポーツ振興担当課長 スポーツ振興担当課長の富岡です。

市内体育館においては、近年の猛暑等への対策を講じる必要があると考えており、和泉創発プラン2.0（素案）にも、体育施設環境改善事業を取組として位置づけ、既存スポーツ施設の機能強化を図ることとしております。

今後、国からの交付税措置など、財源確保の見通しが立てば空調性設備の設置を検討する予定です。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

交付税等ということもございましたけれども、しっかりと財源を確保された上で取り組んでいただきますよう要望いたしまして、全ての質問を終わります。委員長、ありがとうございました。

○谷上 昇副委員長 他に質疑の発言はありませんか。

森委員。

○森 久住委員 ありがとうございます。五月会、森です。

質問は4点なのですが、その前に1点だけ消防本部にお伝えしたいことがありまして、午前中の小野林委員の分と重複する部分があるんですけど、御了承願いたいと思います。

それは標語の件です。消防標語の件で。

実は、小学校2年生の女の子が、私ところへ標語を作って持ってきたんですね。その標語は、「救えるはずの命助けたい」、こういう話やったんです。うわっ、これはどうしてかというたら、救急車の正しい使い方を消防職員さんに伝えてほしいと、そういう話だったんです。今日、それだけまずお伝えしたいと思います。

それでは、4問、まずは消防費から251ページ、消防職員人事管理事業、消防吏員幹部昇任試験問題作成等負担金について1点。あとは教育のほうで3点あります。英語教育・読書教育推進事業、261ページ、12委託料、英語検定委託料。続きまして、特別支援教育推進事業、267ページ、17備品購入費、特別支援用備品購入費、最後が教育費ですけども、303ページ、まなびのプラザ内装改修工事費について、4点です。

それでは、まず1点目ですが、251ページ、消防職員人事管理事業、18負担金補助及び交付金、消防吏員幹部昇任試験問題作成等負担金について数点お聞きします。

まず、この消防吏員幹部昇任試験問題作成等負担金について、どのようなものかお聞きします。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○中塚隆文消防本部総務課長 総務課長の中塚です。

消防吏員幹部昇任試験問題作成等負担金については、和泉市消防職員昇任規程に基づく消防職員の昇任方法の一つであります、有能な人材を公正な手段によって上位階級へ抜てきすることにより、組織の強化と職員の士気高揚を図ることを目的として昇任試験を実施してお

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

り、試験内容は、主任級である消防士長、係長級である消防司令補への昇任試験があり、第1次試験、第2次試験に区別して行い、第1次試験は学科試験、第2次試験は面接試験としています。その学科試験は、大阪府内全消防本部で統一して実施し、大阪府下消防長会幹部昇任学科試験実施委員会にて学科試験問題作成業務として業者委託し、その費用を受験者数により負担金として支払いしているものです。

以上です。

○谷上 昇副委員長 森委員。

○森 久住委員 ありがとうございます。

大阪府内統一で実施との答弁でしたが、大阪府が主導で実施しているのか、また本市で実施しているのか。昇任試験の実施についてお聞きます。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○中塚隆文消防本部総務課長 総務課長の中塚です。

先ほどの答弁と少し重なりますが、昇任試験の概要は和泉市消防職員昇任規程に基づき実施し、第1次試験は学科試験、第2次試験は面接試験としています。

その学科試験の問題は、過去に大阪府立消防学校にて作成していた経緯から、現在は大阪府内全消防本部が統一して業者委託して作成しておりますが、試験問題と実施時間を合わせているだけで、合格予定者や合否の決定、第2次試験の実施要領など、昇任に関する全ての事項は本市で行っております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 森委員。

○森 久住委員 では、本市の職員は、過去2年間と、今年度は何名の職員が受験されているのでしょうか。

また、参考として、大阪府内全体では何名の職員が受験されているのでしょうか。大阪府内全体分の昨年度のみで結構ですが、お聞きしたいと思います。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○中塚隆文消防本部総務課長 総務課長の中塚です。

本市の受験者数は、令和5年度は消防士長試験38名、消防司令補試験30名の計68名、令和6年度は消防士長試験32名、消防司令補試験30名の計62名、令和7年度は消防士長試験28名、消防司令補試験27名の計55名となっております。

大阪府内全消防本部の令和6年度の受験者数は、消防士長試験536名、消防司令補試験465

名の計1,001名となっております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 森委員。

○森 久住委員 ありがとうございます。

本市では、受験者のうち何名の職員が合格できるのかをお聞かせください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○中塚隆文消防本部総務課長 総務課長の中塚です。

昇任予定者数は、組織体制における昇任計画及び任用の必要に基づき、毎年度消防士長試験については5名程度、消防司令補試験については3名程度となっております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 森委員。

○森 久住委員 倍率で言うと7倍から10倍程度あるわけですが、競争率が高く、狭き門になるんですね。

では、学科試験の科目内容についてお聞きします。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○中塚隆文消防本部総務課長 総務課長の中塚です。

試験科目は、基礎知識を含む一般法令、消防関係法令、消防業務の3科目で、それぞれ20問の5択式問題となります。

以上です。

○谷上 昇副委員長 森委員。

○森 久住委員 ありがとうございます。

最後に、学科試験の合否の判定方法をお聞きします。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○中塚隆文消防本部総務課長 総務課長の中塚です。

合否の判定方法は、3科目の合計点数上位の者から、あらかじめ定めている第1次試験合格予定者数を合格としております。

判定要領は、学科試験が終了すれば、直ちに封をして試験問題作成業者に送付し、速やかに採点処理を行っていただき、採点結果を送付してもらっております。

試験結果表には、受験者の各科目の点数、3科目の合計点数、平均点、大阪府内全体の順位が記載されており、その受験者の合計点数から本市の受験者の順位を出して、上位者を合

格としております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 森委員。

○森 久住委員 最後に意見を申し述べたいんですけども、基礎知識を含む一般法令から消防関係法令、消防実務と幅広い出題範囲になってるということですね。相当な知識と経験が必要というふうに思います。

以前に、合格した消防職員から昇任試験について聞いたことがあるんです。その職員がどのような話をしたかということで、ちょっといろいろ聞いてたんで、少しまとめた分があります。

本市の昇任試験結果は、大阪府の消防職員約1,000名が受験する中で上位1桁に入る。和泉市の消防職員が毎年数名いることから、相当勉強しないと昇任できません。中には、1,000名の中で25番目ぐらいに来てたんだけど、それは和泉市では、そこに25番まで入ってるんだけど、和泉市では合格にならないと。それぐらいハードなものだという話やったんですね。

そして、それを受けるのにどのような勉強してるんかと聞いたんですけど、いつ勉強してるかと聞いたとき、勤務が終わってから毎日3時間したと。これ1年ぐらいしてるんですね。そして、なぜそれぐらい頑張るんやいうたら、これはもう自分が昇任したいというのがまず一番である。しかしながら、この昇任の勉強をして頑張ったことが、自分の知識が向上して、そして組織の強化につながり、ひいては本市の消防力の向上につながるという話を聞いたとき、非常に感動しました。もう消防だけでもかなりのハードル、時間帯でもハードルがある中で、1年間3時間を毎日費やしてその試験を受けたという、もうそれだけでも、ええ、ほんまかいないうぐらい感動しました。

消防については、私、もともと応援する立場です。消防本部の、今の中央の消防署、中央じゃなくて府中の消防署の本署にあったときに、ちょうどその前に写真がありましたよね。あの写真、今でも座ってるところに飾ってます。もうどれだけ頑張ってるかいうの、私、痛感してるんです。

そんな中で、今後、昇給の試験についてはいいんですけども、それよりもちょっと話がずれますけど、私が知り合いの若い高校出た子とか大学出た子、本当に体力もあって、体力はあるわ、考え方はいいわ、消防で頑張りたい思いの人が、ここ5年間で5人ぐらい受けてるんです、和泉消防署。全員が不合格。そして今、堺市の消防署へ行ったり大阪府警へ行った

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

りしてるんですけども、ちょっとやっぱり募集の人数が少ないん違うかなというふうに思ってます。もうレベルが高いのは認識してます。そんな中で、これはちょっと難しいか分かりませんが、募集してる人数は少ないということをお伝えして終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

続きまして、教育費の中で、決算書261ページ、英語教育・読書教育推進事業、12委託料、英語検定委託料について、決算額が437万6,850円、不用額が143万6,950円となってることに關して質問します。

この件は、五月会の浜田議員からも以前に質問された内容と同じことが含まれるということもありますけども、御了承願いたいと思います。

本委託料に関わる英語受験料補助事業の目的と概要についてお聞きします。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

本事業は、市内生徒の英語学習への意欲向上を図ることを目的として、実用英語技能検定、いわゆる英検の受験料を補助し、受験しやすい環境を整えるものです。

令和6年度は、和泉市に在住する中学校3年生を対象とし、英検受験料を年1回補助したものでございます。

以上です。

○谷上 昇副委員長 どうぞ。

○森 久住委員 ありがとうございます。

補助対象となるのは、令和6年度は和泉市在住の中学校3年生ということですが、その中には、和泉市立の学校に通ってる生徒だけではなく、私立等の学校に通う生徒もいます。また、英検には本会場受験や準会場受験があります。補助を受けるためにはどうすればよいのか、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

また、令和6年度に補助を受けた人数についてもお聞かせください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

和泉市立の学校に通う生徒であれば、現在通っている学校に申し込むことにより受験料の補助を受けることができます。また、和泉市在住で私立等の学校に通う生徒であれば、学校教育室の窓口で申し込むことにより受験料の補助を受けることができます。

次に、補助対象となる本会場・準会場につきましては、和泉市立の学校が準会場になって

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

いる場合であれば、当該校の生徒は在籍している学校での受験が補助対象となります。それ以外の和泉市立学校及び私立等の学校の生徒は、本会場での受験が補助対象となります。

なお、令和6年度の補助利用生徒数は、公立学校で596名、私立学校で25名でした。

以上です。

○谷上 昇副委員長 森委員。

○森 久住委員 令和6年度においては、対象学年が中学校3年生だけでしたが、約600名を超える和泉市在住の中学生が受験料補助を受けているということが先ほどの説明で分かりました。

その中によりますと、和泉市立の学校の場合は、在籍している学校が準会場であれば補助対象になるにもかかわらず、私立の学校の場合は、在籍している学校が準会場であっても補助対象にはならないということです。

令和7年度の英検受験料補助事業では、対象学年を中学校全学年とする拡充が図られました。その点については評価するところです。しかしながら、対象学年が拡充されたものの、令和7年度においても準会場で受験する私立等の学校の生徒は補助対象にはならない状況に変わりません。在籍する学校にかかわらず、和泉市在住の生徒がより受験しやすい環境となるよう制度を改めることについて考えをお聞きます。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

受験者が和泉市在住であることの確認や、年度内1回の受験補助であることの確認など、様々な課題があるため、現在は補助対象とはしていませんが、今後、全ての和泉市在住の中学生が、いずれの会場においても受験しやすい制度になるよう検討してまいります。

以上です。

○谷上 昇副委員長 森委員。

○森 久住委員 ありがとうございます。

最後、意見ですけれども、和泉市立中学校に通い、準会場の場合は補助が対象である。私立中学校に通い、準会場の場合は補助対象外という話なんですけれども、例えば、この中で英検協会と提携を結んでいる。和泉市の中学校であれば、そこで準会場になるわけなんですけれども、提携を結んでると。しかし、私立の学校は提携を結んでないという話があるわけなんですけど、しかし提携を結ぶことによって予算がつくとつかないという話ではないというふうに思っております。

そんな中で、一番最初の答弁の中にある文章をもう一度読ませていただきます。

これはどういうことか言いますと、本事業は、市内生徒の英語学習への意欲向上を図ることを目的とし、実用英語技能検定、いわゆる英検の受験料を補助し、受験しやすい環境を整えるものです。

この観点から言いますと、第一義的には目的が、先ほどの中で、やはり和泉市の英語を受験しやすい環境を整える。そして、和泉市民の学生、中学生が英検に興味を持って進んでいく。英語に興味を持って検定を受けるという、ここが第一義的な目的であるというふうに考えますので、少し準会場が和泉市立なのか私立なのかによって、補助する、しないというのは少し違和感を感じるわけでございます。

そして、最後の答弁でいただきました。全ての和泉市在住の中学生が、いずれの会場においても受験しやすい制度になるよう検討してまいりますというお答えをいただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この件は以上で終わります。

続きまして、決算書267ページ、特別支援教育推進事業、17備品購入費、特別支援用備品購入費について伺います。

具体的にはどのような備品を購入したのかお聞きします。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○柴田邦浩教育・こども部学校教育室人権教育担当課長 人権教育担当課長の柴田です。

購入した備品は、車椅子を使用している児童・生徒が、校舎の2階、3階へ移動する際に使用する階段昇降車です。今まで使用していた階段昇降車が老朽化していたこと、最近の車椅子に対応できなくなっていたために新たなものに更新いたしました。

更新したことで車椅子を乗り換えることなく利用できるようになり、今まで使用することを怖がっていた児童・生徒も安心して利用できるようになっております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 森委員。

○森 久住委員 エレベーターのない学校でも階段昇降車があることで、車椅子を使用している児童・生徒も安全に移動できるということですが、以前に大浦議員さんから同等の質問もあったかと思いますが、続けてさせていただきます。

階段昇降車は、市内どれぐらいの学校に配備されているのかお聞きします。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○柴田邦浩教育・こども部学校教育室人権教育担当課長 人権教育担当課長の柴田です。

階段昇降車は市内で5校に配備しております。基本的に車椅子を常に使用している児童・生徒が在籍している学校に配備しておりますが、大きなけがをしてしまい、一定期間車椅子を使用しなければならなくなった児童・生徒がいる場合は移設して対応することもあり、5台で不足するということは今までございません。

以上です。

○谷上 昇副委員長 森委員。

○森 久往委員 配備状況については分かりました。

階段昇降車を利用する児童・生徒は医療的ケアが必要な場合も多いと思いますが、市内で医療的ケアが必要な児童・生徒は何人くらい在籍しているかお聞きします。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○柴田邦浩教育・こども部学校教育室人権教育担当課長 人権教育担当課長の柴田です。

現在、市内で医療的ケアが必要な児童・生徒は6人在籍しており、安心・安全に学校で過ごせるよう、学校看護師を配置して対応しております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 森委員。

○森 久往委員 最後に意見ですけども、階段昇降車や学校看護師の配置等、非常に対応を手厚くしていただいているという事は理解できました。引き続き地域の子どもが安心して地域の学校に通える、そういった環境をこれからもしっかり整備していただくことを求めまして、この項は終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後の質問ですが、303ページ、いずみの国歴史館管理運営事業、まなびのプラザ内装改修工事費についてお聞きします。

まず、工事の内容について教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○森下 徹生涯学習部次長（文化遺産活用・久保惣記念美術館担当）兼文化遺産活用課長 文化遺産活用課長の森下です。

まなびのプラザ内装改修工事費は、市役所分館2階にありました市史編さん室をいずみの国歴史館が所在するまなびのプラザ内に移転するため、まなびのプラザの改修工事や修繕を行ったものでございます。

以上です。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○森 久往委員 市史編さん室が歴史館に移転するための改修工事とのことですが、市史編さん室を移転させた目的についてお聞きします。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○森下 徹生涯学習部次長（文化遺産活用・久保惣記念美術館担当）兼文化遺産活用課長 文化遺産活用課長の森下です。

市史編さん事業を通じて収集した古文書等の地域資料や、和泉市の公文書管理等に関する条例に基づき、教育委員会において保存する特定歴史公文書を一般の利用に供する文書館機能をいずみの国歴史館に設置するため、令和8年4月の開設に向けて準備を進めております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 森委員。

○森 久往委員 市史編さん室を歴史館に移転し、令和8年4月に文書館機能を開設して、古文書と特定歴史公文書を保存、公開していくということですが、市史編さん事業は長年にわたって取り組まれてきました。「和泉市の歴史」、「いずみ歴史さんぽ」、そして広報の「市史だより」、楽しみに読ませていただいております。恐らく収集した古文書の量も相当な分量になるのではないかと思います。古文書の分量や内容、特徴などについてお聞きします。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○森下 徹生涯学習部次長（文化遺産活用・久保惣記念美術館担当）兼文化遺産活用課長 文化遺産活用課長の森下です。

市史編さん事業は平成8年に始まり、30年近くに及びます。「和泉市の歴史」全9巻のうち8巻まで刊行し、来年度には最終巻となる第9巻を刊行する予定です。

この間、市民の皆様の協力を得て多くの歴史書を調査し、本市に寄贈・寄託された古文書等の地域資料は70件、1万2,000点以上に及びます。その主な内容は、鎌倉時代や室町時代の黒鳥村文書、江戸時代の各村の庄屋さんのおうちに伝わりました古文書、さきの戦争中の隣組や国防婦人会に関係する資料など、時代や分野も多様で、大阪府や和泉市の指定文化財に指定されているものもございます。

以上です。

○谷上 昇副委員長 森委員。

○森 久往委員 長年にわたる市史編さんの事業の取組によって貴重な古文書等が数多く収集されたことが分かりました。

さて、文書館機能としては、古文書とともに特定歴史公文書の保存、公開も行うということですが、特定歴史公文書の保存の状況をお聞きます。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○森下 徹生涯学習部次長（文化遺産活用・久保惣記念美術館担当）兼文化遺産活用課長 文化遺産活用課長の森下です。

令和6年に公文書管理条例を制定し、保存年限を満了したものを評価、選別し、本市における行政活動と市民生活の変遷を示す重要なものを特定歴史公文書として教育委員会に移管し、永久保存することになりました。

昨年度から評価、選別を開始いたしまして、令和6年度はおよそ700件の特定歴史公文書の移管を受けました。このほか、和泉市合併以前の旧村役場時代の公文書754点など、条例制定以前に移管を受けた公文書もあり、令和8年4月の公開に向け、これら特定歴史公文書の整理に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○谷上 昇副委員長 森委員。

○森 久往委員 地域の古文書を守り伝えていく活動、これは市民の郷土愛や市民としての誇りの醸成に不可欠なものだと思います。また、特定歴史公文書も地域の歴史を示す資料であるとともに、行政の歩みを検証する資料であり、民主主義の根幹を支える市民共有の財産だと思います。

古文書と特定歴史公文書の保存と公開を進めようとする本市の取組は、大阪府内でも先進的な取組であると聞いております。大いに期待しております。ぜひ広く市民が活用できる工夫もお願いしたいと思いますが、最後に、利用促進に向けた取組があれば教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○森下 徹生涯学習部次長（文化遺産活用・久保惣記念美術館担当）兼文化遺産活用課長 文化遺産活用課長の森下です。

令和8年4月の文書館機能開設に合わせましてデジタルアーカイブを構築し、運用を開始する予定です。デジタルアーカイブでは、古文書や特定歴史公文書のうち、整理の終わったものから順に資料の目録や貴重資料の画像等を公開するとともに、検索機能を充実させ、閲覧利用の促進につなげるものです。

また、生涯学習関係の各種講座や学校の授業での活用、歴史館における展示との連携、市行政の振り返りなど、多様な活用が図れるよう機能と内容の充実を図ってまいります。

以上です。

○谷上 昇副委員長 森委員。

○森 久住委員 最後に意見を申し述べさせていただきます。

デジタルアーカイブとして古文書や特定歴史公文書の目録や画像を公開することによって、広く市民の皆さんに文書館機能をアピールしてほしいと思います。

デジタルアーカイブは、一度構築して、それで終わりというわけではありません。市史の調査で新たな古文書が見つかることもあるでしょう。また、毎年評価、選別を経て、新たに特定歴史公文書が移管されてくるでしょう。継続的にコンテンツの充実を図り、和泉市らしいデジタルアーカイブとして育てていっていただきたいと思います。

長年にわたる市史編さん事業の成果を踏まえた文書館機能の開設により、市民の郷土愛醸成や適正で効率的な市政運営が促進されることを期待して、心弾んでこの項の質問を終わります。ありがとうございました。

○谷上 昇副委員長 委員会の途中ですが、ここで午後3時10分まで休憩いたします。

(午後2時51分休憩)



(午後3時10分再開)

○坂本健治委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

他に質疑の発言はありませんか。

吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 公明党の吉川です。

何点か質問をさせていただきます。

項目は多いんですけれども、他の委員さんも質問されたりもしていますので、その辺は省きながら、また重複する点につきましては御了承いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目に255ページ、消防団活動事業、委託料、消防団員健康診断委託料について、261ページ、英語教育・読書教育推進事業の報酬について、これは外国語指導助手会計年度

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

職員報酬について、261ページ、学校教育支援事業、報酬で、いじめ防止対策委員会委員報酬について、267ページ、在日外国人児童生徒サポート事業の報償費、海外帰国渡日児童生徒等語学指導員報償費について、次に、271ページと279ページ、それぞれ小学校、中学校の一般管理事業の委託料で、行政協定に基づく児童委託料、生徒委託料がありますので、これは一緒に質問させていただきます。

次に、277ページ、小学校大規模改造整備事業、工事請負費について、いぶき野小学校大規模改修工事費についてお伺いします。次に、291ページ、留守家庭児童会運営事業、委託料で、留守家庭児童会補助員派遣委託料について、次に、294ページ、296ページ、青少年センター関係で備品購入費と委託料で、給食調理委託料がありますので、これはちょっと一括してお伺いしたいと思います。次に、296ページで同じく青少年センター子育て支援事業の委託料で、子どもすこやか広場委託事業についてお伺いします。最後に、299ページ、史跡整備事業の工事費についてお伺いします。

まず、1点目の消防団員の健康診断の委託料についてお伺いします。

まず、健康診断の内容についてお聞かせください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○中塚隆文消防本部総務課長 総務課長の中塚です。

消防団員を対象とした健康診断で、内容は身長、体重、腹囲測定、視力検査、聴力検査、胸部エックス線、血圧測定、尿検査、心電図検査、血液検査となります。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 分かりました。ありがとうございます。

健康診断の内容については今答弁をいただきました。

この内容につきましては、消防職員の方と同じ内容なのでしょうか、お伺いします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○中塚隆文消防本部総務課長 総務課長の中塚です。

消防職員と同じ内容になります。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

次にお伺いします。

消防団員の健康診断実施に対する法的根拠等があれば、お示しをいただきたいと思います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○中塚隆文消防本部総務課長 総務課長の中塚です。

消防団員は労働者ではないため、事業者が実施する健康診断を義務づける労働安全衛生法第66条は適用されませんが、消防団員を任命する市町村長には安全配慮義務の一環として、消防団員の健康状態を把握し、活動が健康に悪影響を与えないように配慮する義務があります。この義務に基づき、市町村長は個別の健康指導を行うことになります。

また、総務省消防庁より地域防災力の充実強化の一つとして、消防団の適正な活動を図るためには、日頃団員の健康の維持管理に十分配慮し、事故防止に安全を期する必要がある。そのため、活動時の安全確保はもとより、消防団員に対する健康診断等についても適切に取り組むことと依頼がありました。

以上のことから実施しております。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 今、法的根拠ということでお伺いし、答弁をいただきました。

地域の安全を守るために日々尽力されている、また訓練等もされている団員の皆様には感謝をしております。消防団員の皆様の健康の維持管理が必要だということはよく分かりました。

では、対象としまして、全団員で毎年実施しているのかどうか、その辺についてお伺いします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○中塚隆文消防本部総務課長 総務課長の中塚です。

全団員が対象となり、毎年実施しております。

ただし、自身のお勤め先で健康診断を受診されている方などは、自身の判断に委ねております。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

そうしましたら、今現在、和泉市には何名の消防団員の方がおられるのでしょうか、お伺いします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○中塚隆文消防本部総務課長 総務課長の中塚です。

団員数は令和7年10月1日現在345名となります。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

先ほどの答弁で、市町村長には安全配慮義務の一環として消防団員の健康状態を把握し、という答弁をいただいております。

そうしましたら、この345名の方の健康状態というのは、いろいろ調べてみますと自己申告書ということになっているんですけども、その辺345名の方の健康診断の状況というのは、全て把握しているということによろしいですか。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○中塚隆文消防本部総務課長 総務課長の中塚です。

自身で、お勤め先で健康診断を受診されている方には、健康診断の診断結果の提出は求めています。各分団の班長、分団長を通じて、口頭で健康管理の異常の有無を確認させていただきます。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 分かりました。しかしながら、先ほどの答弁にもありましたように、やはり市長がきちっと確認しなければならないというんですか、把握しとかなければならないということと考えますと、例えば、健康管理委員会というのを設置してきちっと把握した上で、消防団員の活動をしているという自治体もございます。

ちょっと危惧するのは、消防団員、これ登録という言い方がいいのかどうかちょっと私もよく分からないんですけども、345名の方が何らかの形でどうしても活動ができない、したくてもできない状況の方なんかの予算等も、当然ここに組み込まれてると思います。

この辺についてもやはりしっかりとした管理というのをしておけば、消防署としてもその辺は状況が把握できるので、これはやったほうがいいんじゃないかなと個人的には思ってますので、また御検討いただければと思います。

それと、今日は言いませんけども、消防団員には報酬も出てます。ですので、1年間どうしても活動したくてもできなかった方にも報酬が出てるのかなとは思いますが、その

辺についてはまた今後議論してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この点については終わります。

次に、261ページ、英語教育・読書教育推進事業の報酬の外国語指導助手会計年度任用職員報償についてお伺ひします。いわゆる今日もいろいろ議論してますけども、A L Tの方のことなんですけども、現在何人雇用しているのかとかは先ほどお伺ひをして分かりました。

そうしましたら、まずどの出身国から和泉市に来て、A L Tとして活躍していただいているのか、その辺についてお伺ひしたいと思ひます。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

現在、雇用しているA L Tの出身国の内訳は、多い順にアメリカ、イギリス、カナダ、シンガポール、南アフリカ共和国、アイルランドです。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

今の答弁で、様々な国からA L Tとして和泉市に来ていただいて活躍をしていただいているんですけども、この任用に当たってはどのような団体を通じて任用しているのか、またその団体は募集や選考についてはどのように行っているのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

本市の外国語指導助手、A L Tについては、自治体国際化協会のJ E Tプログラム、語学指導等を行う外国青年招致事業を活用して任用しております。その参加者の募集、選考につきましては、外務省によって日本の在外公館で実施されています。

応募要件の一つとしまして、現代の標準的な発音、リズム、イントネーションを身につけ、正確かつ適切に運用できる優れた語学力を有していることとあり、一定水準以上の英語力を有した外国語指導助手のあっせんを受けて任用しております。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 一定水準以上の英語力を有した外国語指導助手の方を任用しているということとは理解いたしました。

そうしましたら、配置状況についてはこれまでの質疑の中で分かりましたので、配置校での活動内容というんですか、活用内容はどのようにされてるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

小学校の授業では、歌、チャンツ、クイズを利用したアルファベットや英単語の学習、教材の音読や発音指導、パフォーマンステストにおける児童との会話など、中学校の授業では教材の音読、発音指導、デモンストレーション、会話形式のスピーキングテストなどにおいて、ネイティブスピーカーの生きた英語を生かして、英語教員とチームティーチングを行っています。

授業以外でも、児童や生徒が興味を持って学ぶための教材づくりにも関わっています。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

いろんな形で、方法で英語の授業をしていただいているということはよく分かりました。

全国的にもこのALTの活用で英語の授業をされてるというのは、いろいろあるんですけども、その活用というんですか、その中身というんですか、については自治体によっても様々に活用の仕方があります。

それはもう皆さん御承知のとおりかと思うんですけども、小学校1年生から英語に触れる機会というのをつくって活用されてる自治体というのも結構あります。有名なところでは、大阪府内では箕面市さんが小学校1年生から毎日ALTの方とやり取りをしていると。京都市、神戸市の学校なんかでも授業以外でも活用していると。ALTの活用の仕方というのは市の裁量によってもいろいろできるんやなというのは、ちょっと今回認識をしております。

国際社会で勝ち抜くために、市長も槇尾学園のほうでも、英語のほうで今回力を入れていただいているということは非常に感謝もしておりますし、英検の受験料等についてもいろいろ手を尽くしていただいているということもありがたいんですけども、また、このALTの活用の仕方というのもまたいろいろ考えていただきたいなと思っております。

この件につきましては、また次の何らかの機会で皆さんと一緒に議論をしてみたいと思いますので、今日はいろいろ配置校であったり活動内容をお伺いしましたので、今日はこれでお伺いしておきます。

この件については以上で終わります。

次に、261ページ、同じページですけれども、いじめ防止対策委員会の委員報酬についてお伺いします。

この件も今日も午前中にも質問があって、対応についてもいろいろお伺いをしました。

その中で、ちょっと重なる部分があるかもしれませんが、いじめ防止対策委員会で共有された本市のいじめに関する調査結果も含めて、現在の和泉市のいじめの認知の状況についてお示しをいただきたいと思います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○仲谷正太郎教育・こども部学校教育室児童生徒支援担当課長（教育センター所長） 児童生徒支援担当課長の仲谷です。

令和6年度の本市の学校におけるいじめの認知件数は、小学校が965件で前年度比1.18倍の増加、中学校が632件で前年度比1.31倍の増加となり、いずれも過去最多となりました。

全国との千人率で比較しますと、小学校において国が95.9であるのに対し、和泉市では102.3、中学校において国が40.3であるのに対し和泉市では124.4と、いずれも全国平均以上であり、特に中学校において国を大きく上回っております。

この結果は、教職員等に対する研修等を通じて、いじめを見逃さない積極認知が進んだ結果であると肯定的に捉えております。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

そもそもいじめが起こりにくい学校づくり、また学級づくりが必要というのはもう言うまでもありませんけれども、いじめの中身というんですかね、いじめ方、変な言い方ですけども、巧妙になってきております。また、陰湿にもなってきてます。

パソコンもあるんですけど、やはりスマホを使ったことのいじめというのが最近増えてきていて、やっぱり見つけにくくなってくると。LINEを使って、誰々さんを無視しようとかいうのも序の口みたいな感じで、最近は画像を送ったりもできますので、その辺でいじめが拡大していく。周りの先生であったり自分の親が気がついたときに、本当にもう取り返しのつかないような、そういうところまでも来てるというような事例も結構あるんですけども、本市の学校におけるいじめの発見のきっかけというのはどのようになっているのか、お答えをいただきたいと思います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○仲谷正太郎教育・こども部学校教育室児童生徒支援担当課長（教育センター所長） 児童生徒支援担当課長の仲谷です。

令和6年度に認知したいじめのうち、小学校ではアンケート等による調査も含みますが、学校の教職員等が発見したものが484件、本人からの訴えが156件、保護者からの訴えが272件となっており、中学校では学校の教職員が発見したものが401件、本人からの訴えが110件、保護者からの訴えが90件となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

学校の先生方によるいじめの発見が半分以上を占めていることから、先ほど示されたいじめを見逃さないという取組が進んでることは一定理解をいたします。しかし、ちょっと気になるのは、子どもたち本人からの訴えが少ないことが気になります。

やはり、先ほど言いました、いじめの巧妙さであったり陰湿さが増してる中で、本人が訴えることができなければなかなか発見しづらい。本人もなかなか周りのことを考えると言いづらい、それがやはり非常に怖い部分かなと思っております。

こういうことに関しまして、教育委員会や学校はどのように取り組んでおられるのかお答えをいただきたいと思います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○仲谷正太郎教育・こども部学校教育室児童生徒支援担当課長（教育センター所長） 児童生徒支援担当課長の仲谷です。

各学校においては、必ず学期に1回以上生活アンケート等を実施し、いじめの発見に努めております。また、中学校を中心として、担任が生徒から一対一で話を聞く教育相談を実施しております。

加えて、各学校では担任だけでなくどの先生にも相談できる体制があることを子どもたちに周知するとともに、子ども同士の仲間づくりの取組により、教師だけでなく友達にも相談しやすい環境づくりを進めているところです。

また、教育委員会といたしましては、いじめの早期発見、早期対応を進めるため、教職員対象の研修を実施するなど児童・生徒に向けたSOSの出し方教育の推進と、教職員に向けたSOSの受け止めスキルの向上を進めているところです。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

必ず学期に1回以上、生活アンケート等を実施というような話もいただいているんですけども、これも前、一般質問でもいろいろ議論をさせてもらいましたけども、子どもたちから発信できる、そういうシステムづくりというのがやはり必要ではないかなと思っております。

私も中学校2年生のときに1年間いじめを受けまして、そのときの記憶ってないんですよ。いじめられてる期間が1年間あったんで、どういう学校生活をしたかというのは記憶がほとんどないぐらい嫌な1年間でした。

自分からなかなか言えない自分というの腹立たしい部分もあるんですけども、やはり今の子どもたちってもっといろんなことを考えて、いろんなことを言いたいけども言えない状況というのは昔よりも今のほうがあるんじゃないかなと思っております、正直なところ。そういう部分では、子どもたちが自ら本当に話のできる、相談のできるシステムづくりというのをまた今後も考えていっていただきたいと。

この件についてもまた後々いろんなところで議論をしていただきたいと思いますので、今日はこれでお伺いをしておきます。

次に、267ページ、外国人の児童生徒サポート事業についてお伺いします。

海外帰国の語学指導員さんの報償費について質問をします。語学指導員の概要についてまずお聞かせください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○柴田邦浩教育・こども部学校教育室人権教育担当課長 人権教育担当課長の柴田です。

語学指導員は、海外から帰国または渡日してきた日本語の習得に課題を有する児童・生徒、必要に応じてその保護者に語学指導、学習支援、翻訳、通訳等を支援する指導員となり、小学校16校、中学校8校へ16人の語学指導員を派遣しております。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

多くの学校に語学指導員が派遣されているようです。その実態はお伺いしました。

和泉市における外国籍の児童・生徒の在籍状況と教育支援の体制についてどのようなになっているのか、お聞かせください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○柴田邦浩教育・こども部学校教育室人権教育担当課長 人権教育担当課長の柴田です。

令和7年度の和泉市立学校の在日外国人児童・生徒在籍数は154人で、その中で日本語指導の必要な児童・生徒は108人となっており、主な国籍は中国、ベトナム、パキスタンとなっております。

日本語指導の体制につきましては、語学指導員の派遣とともに、日本語指導加配教員6人を活用して巡回指導を行っております。

また、翻訳機ポケットや、府教育庁が実施しているオンライン日本語指導も活用するなど、様々な方法で支援しております。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

様々な方法で、日本語指導が必要な児童・生徒への支援が行われているということも聞かせていただきました。

そうしましたら、学校での様子はどのようなものであるのか、分かる範囲で結構なので教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○柴田邦浩教育・こども部学校教育室人権教育担当課長 人権教育担当課長の柴田です。

様々な支援や日々の学級での友達との関わりにより、比較的短期間で日本語でコミュニケーションが取れるようになる児童・生徒が多いです。

今後も、単に言葉を学ぶだけでなく、日本の学校生活や社会生活について必要な知識を学び、日本語を使って行動する力を身につけることができるように支援してまいります。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 分かりました。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

これからもまだ外国籍の方、支援が必要な児童・生徒さんというのは、和泉市でも増えていくと思います。

例えば、給食一つにしても、宗教的、思想的に食べられないものが入っていたりであったりとか、いろいろ府のホームページでも課題等を確認してみますと、体育の授業で何で着替えなあかんのかその理由が分からないとか、なぜ学校行ったら全員で掃除をしなければなら

ないのか、その辺も全然今まで自分が育った文化ではないので、その辺の意味が分からないと。授業が分からない、友達ができない、文化の違いに戸惑う。次はどこに行くかというとなんかやっぱりもう学校に行きたくない、ひきこもりになってしまいます。これは日本人だけではなくて、やはり外国籍の子どもさん、児童さんもそういう形になってしまうというのは同じかなと思います。

今後のこの日本社会というのを考えますと、10年、15年先には、また20年、30年先には非常に人手不足の、あらゆる分野で人手不足が起こると。それを手伝っていただけるというのは、技術的な部分もありますけども、やっぱり海外の方にお手伝いをさせていただくというような、一緒に働いていってそういう分野を埋めていくというのが今後一つの考え方かなと思います。

そうしましたら、やっぱり海外の方も日本に住まれる、家族も住む。そうなった場合、この日本語の教育の大事というのは、今が一つの原点になるのかなと思いますので、和泉市でも大阪府と連携しながら様々していただいておりますので、この機会をずっと増やしていただきますよう、手厚い支援というのもお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この件については終わります。

次に、271ページ、279ページ、行政協定に基づく児童・生徒委託料についてお伺いします。

まず、この委託料の内容についてお聞かせください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○大内浩平教育・こども部学校園管理室教育施設担当課長 教育施設担当課長の大内です。

当該委託料につきましては、泉大津市及び堺市との行政境界に居住する本市の児童・生徒が、それぞれ泉大津市及び堺市の小・中学校に通う場合の教育事務に係る委託料です。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

そうしましたら、泉大津市への、例えばですけども、小学校への就学可能エリアとして、葛の葉町、池上町、富秋町のそれぞれ一部の区域が含まれていると思いますけども、どれぐらいの児童・生徒が泉大津市の小・中学校に行っているのかお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○大内浩平教育・こども部学校園管理室教育施設担当課長 教育施設担当課長の大内です。

令和6年度の実績でお答えいたしますと、葛の葉町、池上町、富秋町からの泉大津市への小学校の就学は103人で当該区域の約64%、中学校への就学は87人で当該区域の約74%となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 分かりました。

小学校へは103人、また中学校へは87人の児童・生徒が泉大津市のほうに行っていると。光明池のほうでも堺市のほうに20人程度でしたかね、通学しておられるというのも聞いております。今回は、この泉大津市へ通っている学校のことでちょっとお伺いしたいんですけども、先ほどお伺いした区域というんですか、地域は、一部信太小学校、また信太中学校も選択可能な地域も入ってるんですけども、基本的には今度、小中一貫校であります富秋学園の就学区域になるわけです。

どれぐらいの児童・生徒がこの（仮称）富秋学園に就学すると見込んでいるのか。その辺について状況にはよるんですけども、教室数などの受入れ体制は大丈夫なのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○大内浩平教育・こども部学校園管理室教育施設担当課長 教育施設担当課長の大内です。

（仮称）富秋学園にどのぐらいの児童・生徒が就学するかにつきましては、少し古いデータにはなりますが、令和2年度の適正就学対策審議会開催時期に実施しました葛の葉町在住の就学前児童を持つ保護者を対象としたアンケートでは、ぜひ通学させたい、通学を検討したいという回答が合わせて4割でありました。

また、教室数などの施設の受入れ体制につきましては、行政協定区域等も勘案し、対応可能な施設計画としています。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 分かりました。

最後になりますけども、これら行政協定区域にお住まいの方たちへの（仮称）富秋学園のアナウンスを今後どのように行っていくのかお伺いしたいと思います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○大内浩平教育・こども部学校園管理室教育施設担当課長 教育施設担当課長の大内です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

(仮称) 富秋学園の周知につきましては、学校開校準備委員会での取扱内容を記載したニュースレターを町会・自治会で回覧いただくほか、町会・自治会に加入されていないエリアにつきましては、富秋中学校においてニュースレターを直接配布するなど、周知に努めております。

また、今後としましては、来年夏から秋にかけて令和9年度の就学する学校を選択していただく必要がありますことから、来年度早々には事前の案内を行うなど周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 分かりました。

新1年生というんですかね、令和9年度から新1年生になる方も含めて、周知の徹底をお願いしたいと思います。

関戸委員さんの質疑の中で、阪和東側線の安全対策についての質問もありましたけども、この泉大津市のほうに行っておられる児童・生徒さんというのは、ある意味第二阪和を渡って池上小学校等に来るのが、また富秋中学校に来るのが非常に危ないということで、保護者さんがどっち行ってもいいよというのであるんで、泉大津市のほうに行かせてるというのも結構あります。

しかしながら、槇尾学園の状況というのを発信して、ずっと見てますと、槇尾学園ってすごくいいねと、だから、結構槇尾学園を募集かけて申し込むけども、行けなかった、落ちてしまったという事例も結構聞いております。

そういうことを考えてみますと、この富秋学園も小中一貫校ということですのですごくいいんじゃないかということで、こっち側に来られる児童・生徒さんも多くなるかなと思います。そのときの第二阪和を横断する安全対策というのもしっかりと考えていただきたいなと思いますので、この点については強く要望しておきますので、よろしくお願いをいたします。

次に、小学校の大規模改造整備事業について伺います。

このいぶき野小学校大規模改修工事費に関連して、この事業内容について教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○大内浩平教育・こども部学校園管理室教育施設担当課長 教育施設担当課長の大内です。

いぶき野小学校大規模改修工事の内容につきましては、校舎の長寿命化を図るため、屋上防水と外壁の改修工事とともに、消防設備や防火設備、トイレの改修工事などを一体的に実

施したものです。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

学校施設については、校舎の大規模改修工事だけでなく、体育館の非構造部材の耐震化の改修工事、これも年次的計画でもうすぐ終わるかなと思っております。また、体育館や特別教室等における空調設備の工事なども実施していただいております。

これらの事業における現時点の進捗状況というのを再度お伺いしたいと思います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○大内浩平教育・こども部学校園管理室教育施設担当課長 教育施設担当課長の大内です。

現時点の各事業の進捗状況につきましては、まず、体育館の非構造部材耐震化等改修工事につきましては、平成27年度から令和6年度までの間で小学校15校、中学校8校の合計23校において改修工事を行っており、令和7年度は、いぶき野小学校と南池田小学校の2校において、現在改修工事を実施しています。

次に、空調整備工事につきましては、令和3年度に中学校及び義務教育学校9校における体育館空調を、加えて令和6年度には小・中学校12校における体育館や特別教室、給食室の空調をそれぞれ整備いたしました。令和7年度も小・中学校12校において体育館や特別教室、給食室の空調整備工事を実施しており、一部の学校を除き既に工事を完了しております。

最後に、大規模改修工事につきましては、令和5年度に北池田中学校、令和6年度にいぶき野小学校で改修工事を行っており、令和7年度は国府小学校において改修工事を実施しております。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

それぞれの工事の進捗状況というのは、お伺いしてよく分かりました。

そうしましたら、今後の改修工事の予定についてお示しをいただきたいと思います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○大内浩平教育・こども部学校園管理室教育施設担当課長 教育施設担当課長の大内です。

体育館の非構造部材耐震化等改修工事と空調整備工事につきましては、令和7年度の実施分で、義務教育学校新設予定校を除く全ての学校における改修工事を完了する予定となっております。

おります。

次に、大規模改修工事につきましては、令和14年度までに計画的に改修工事を実施する予定で令和8年度工事分の設計業務にも現在取り組んでいるところです。なお、大規模改修工事に係る令和9年度以降の具体的な改修計画につきましては、現在、改訂作業を進めております和泉市教育施設等長寿命化計画に位置づけることとしており、次の令和7年第4回市議会定例会の厚生文教委員会協議会において整理した内容を報告する予定としております。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 分かりました。ありがとうございます。

次の第4回の定例会で示されるということですので、またそれを確認しながら、いろいろ議論もしていきたいと思います。

この件については終わります。

次に、291ページ、留守家庭児童会運営事業についてお伺いします。

この中で、委託料で留守家庭児童会補助員派遣委託料がありますけども、この委託料の概要をお伺いしたいと思います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤木 守教育・こども部こども未来室幼保育成担当課長 幼保育成担当課長の藤木です。

夏休み期間の留守家庭児童会は8時から19時までの開設時間で、交代制のシフトを組む必要があり補助員が多く必要になることから、人材派遣を利用し、補助員の確保を行ったものです。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 夏休み期間の補助員確保のため人材派遣を利用したという答弁をいただきましたけども、入札方法とか、それにつきまして何者参加されたのか教えていただきたいと思います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤木 守教育・こども部こども未来室幼保育成担当課長 幼保育成担当課長の藤木です。

入札方法につきましては、指名競争入札を実施し、10者を指名しましたが、6者の辞退があり4者が入札に参加いたしました。辞退の主な理由としては、人材の確保が困難であるとのことでした。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 分かりました。

困難ということで入札辞退という、これは先ほどの議論でもあったんですけども、そうしましたら最終的に何人補助員として配置できたのか教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤木 守教育・こども部こども未来室幼保育成担当課長 幼保育成担当課長の藤木です。

補助員として21人を10校の留守家庭児童会へ配置いたしました。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 分かりました。ありがとうございます。

これ、ちょっと論点といいますか観点を変えてちょっとお伺いするんですけども、通常は留守家庭児童会で携わっていないけども、人がいるから募集をかけたということなんですけども、派遣会社を通じて21人の補助員さんを配置したという答弁をいただきましたけども、ちょっと気になるというんですか、今後考えていただきたいということで、日本版のDBSというのを御存じかと思います。

簡単に言いますと、子どもの安全を確保し、性犯罪を防止する措置の一つとして、対象の事業者に対し、子どもに接する仕事に就く人について性犯罪歴の確認を義務づける制度で、来年度、令和8年度中から始まるということを聞いております。国のほうもこういう形で進めました。

そこで、この制度内容を人材派遣会社委託の仕様書等に盛り込むことは今後考えていくのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤木 守教育・こども部こども未来室幼保育成担当課長 幼保育成担当課長の藤木です。

日本版DBS、通称こども性暴力防止法と言われる法律は2024年6月に成立し、2026年12月26日までに施行される予定と認識しております。

同法では、留守家庭児童会の支援員の登用に関して、性犯罪歴の照会等について、義務づけではありませんが、留守家庭児童会での対応については今後の動向を注視し、整理していく必要があると考えております。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 分かりました。よろしくお願いします。

性犯罪を小さいときに受けたその傷というのは一生治りません。それは、当然大人になってもそうなんですけども、きちっとしてその辺の和泉市としての方向性というのを打ち立てていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

この件については終わります。

次に、294ページ、青少年センター管理運営事業の備品購入費、それと296ページ、青少年センター子育て支援事業の給食調理委託について、これも一緒にお伺いをしたいと思います。

何を購入したのか、また給食調理の提供先を教えてくださいと思います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤木 守教育・こども部こども未来室幼保育成担当課長 青少年センター所長の藤原です。

館用備品購入費につきましては、当センター内の厨房に設置しているガス式食器消毒保管機が経年劣化により故障し、衛生管理の観点から食器類の消毒には不可欠であることから、早期に備品更新を行うため、同事業費内から流用し対応したものでございます。

次に、給食調理委託料については、夏休みなどの学校長期休み中の子どもすこやか広場事業及び各種講習講座事業の参加者を対象に給食を提供しているものでございます。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 分かりました。御答弁ありがとうございます。

この食器消毒保管機については経年劣化で買い換えたということなんですけども、この給食調理委託料に関して、給食事業の今後はどのようになっていくのか、お伺いをしたいと思います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤原 寛生涯学習部生涯学習推進室青少年センター所長 青少年センター所長の藤原です。

給食事業については、令和9年度開校予定の（仮称）富秋学園内において、留守家庭児童会が開設されることから、本センター内における給食事業の必要性なども含めて検討しているところでございます。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 分かりました。

この青少年センターの留守家庭の夏休みには給食が提供、当然保護者さんがお金払っての話なんですけども、提供される。それでほかの学校はどうなんですかと聞いたら、やったけども、いろいろトラブルがあってやめたという話も聞きました。二、三年やったんですかね、事業者とのトラブルがあってやめたということなんですけども、市全体での取組方というんですか、方向性をきちっと決めてほしいと思います。

ここだけ何でこれができてるのか、それも不思議でなりません。ここでできてるんやったらほかの学校でもできるはずなんですよね。夏休みにお弁当を持たすといっても、親御さんとしては、保護者として非常に大変ですし、1食200円でしたよね、給食費は。200円で1食食べれるんやったらお金出して給食取ってもらったほうが保護者としては楽なんですけども、それがいろいろトラブルがあってほかのところでやめて、この青少年センターだけがいけるといのがちょっとよく分からないですけども、ほかのところのスタート時点の取組方というんですか、やり方がどうなったのかなという、その辺がちょっと今日は聞かないんですけども。やるんであれば市全体でも考えてほしいし、やめるんであればもうすばっとやめてほしいなと思いますんで。

今後、先ほど本センターにおける給食事業の必要性なども含めて検討ということなんですけども、本センターだけじゃなくて和泉市全体としても、留守家庭児童会での、例えば長期休暇期間の給食に対しての考え方というのは、方向性は出していきたいと思いますんで、よろしくお願いします。

この件については終わります。

次に、296ページ、これも青少年センターの子育て支援事業で、委託料で子どもすこやか広場委託事業があります。この委託の内容についてお伺いをしたいと思います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤原 寛生涯学習部生涯学習推進室青少年センター所長 青少年センター所長の藤原です。

子どもすこやか広場事業委託料は、幸小学校をはじめとする市北部地域7校の児童を対象に、学校の放課後や長期休みにおける安全・安心な居場所を提供する通称どろんこ子ども会で、機能としては留守家庭児童会機能と子どもの居場所づくり機能がございまして、青少年の健全育成を図るものでございます。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 分かりました。

内容については一定を理解しました。そうしましたら、この子どもすこやか広場事業の委託事業者の選定方法をお伺いします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤原 寛生涯学習部生涯学習推進室青少年センター所長 青少年センター所長の藤原です。

広く公募した上で、プロポーザル方式にて事業者選定を行っております。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 分かりました。

公募した上で選定しているという答弁をいただきました。

これは先ほども別の項目でもお聞きしましたが、こういった子どもに接する仕事に就く人についての性犯罪歴等の確認を義務づけることを条件としているのか、またしていないのであれば今後どうしていくのか伺いをします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤原 寛生涯学習部生涯学習推進室青少年センター所長 青少年センター所長の藤原です。

子どもすこやか広場事業の委託事業者に対して、それに従事する者については、仕様書に保育士等の資格を有することを条件としていますが、性犯罪歴の確認を義務づけることについて現時点では条件としておりません。

今後につきましては、性犯罪歴を委託業者側がつかめないことが考えられますが、その必要性に鑑み、性犯罪歴がないといった誓約書の提出を求めるなど検討していきたいと考えております。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 分かりました。ぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、史跡池上、史跡公園の整備事業の工事費についてお伺いします。

中身については先ほどの議論でもありましたので、最初の部分についてはどういう工事かというのは聞いておきます。

あと、ちょっと確認しておきたいのは地元の行事であったり各種イベントで史跡公園を使ってもらって、池上曾根遺跡のPRと地域の活性化を図っていくということは非常に私も賛成をしております。ただ、以前にも質問したことがあるんですけども、史跡公園で実施され

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

るイベントの中には、例えばフリーマーケットなど一定の利益を上げているものもあるかな
と思っております。そういうケースについては使用料を徴収すべきと思いますが、現時点で
の市の考え方をお示してください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○森下 徹生涯学習部次長（文化遺産活用・久保惣記念美術館担当）兼文化遺産活用課長 文
化遺産活用課長の森下です。

池上曽根史跡公園の利用に当たりましては、史跡公園条例第5条並びに史跡公園運営規則
第4条に基づきまして特別利用許可を申請していただいております。

史跡公園は、あくまで史跡を保存することを目的に国庫補助事業として土地の買上げや史
跡整備を進めており、補助金の目的に適合した利用が求められることから、史跡の保存活用
や地域活性化に資する事業、催しについて特別利用を認めております。

特別利用に当たりましての使用料につきましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に
関する法律等に基づきます文化庁の指導もありまして、史跡公園条例において使用料は規定
しておらず、現在使用料は徴収しておりませんが、今後、第2期整備を進めるに当たり
まして、池上曽根史跡公園の運営と体制の在り方については、指定管理者制度の導入も含
めた検討を進めておりまして、史跡公園の使用料徴収についても、補助金等に係る予算の執
行の適正化に関する法律の考え方などにつきまして改めて文化庁とも協議を行い、使用料の
徴収ができる方向で条例の改正を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 分かりました。

現時点でもフリーマーケットをしているというのは、私も知っております。その中で、フ
リーマーケット自体をとにかく言う気は全然ありません。皆さん楽しそうにやっております。
物を買うのに、値段の駆け引き等も見ながら楽しそうやなというのは見てるんですけども。

ただ、それを主催している人たちというんですか、団体というのが出店料を取ってるん
ですよね。畳1畳で200円とか1平米で幾らとか、車1台分だったら5,000円でいいですよとか、
そのお金がどこに流れてるかというのが全然見えてこない。それはもう大分前にも一般質問
で、これおかしいでしょうということをやったんですけども、なかなか団体さんによっては、
この史跡公園のところに寄附をしてるというのものもあるみたいなんですけれども、やはりその
辺はきちっと明確にさせていただかないと、やはり公園も荒らされてそのままで放っておかれ

るという部分もありますんで、文化庁のほうでも使用料が徴収できる部分もあるというのも、すり合わせの段階でも聞いておりますんで、今後整備される中ではその辺もしっかりと取っていただきたいと思います。

フードの物販であったり、今後は整備された中では、やはりキッチンカー等も入れているイベントもされるのかなと思います。ただ、都市公園においてはキッチンカーなんかも使用料を取ってるわけですよね。それが1平方メートル500円であったりとかいろいろ公園の使用料を取ってます。ここだけ、この史跡公園だけ取らないというのが逆におかしいと僕はもうずっと思ってるんで、それは取っていただいて、フリーマーケットを盛大にやっていただいたり、キッチンカーを呼んできてもらって、いろんなイベントもしていただいたりと思いますんで、その辺は今回大きく整備をされるわけですから、それに併せてその辺の規則の整備でもあったりとか条例整備もしっかりとやっていただきたいということをお願いして、委員長、質問を終わります。

ありがとうございました。

○坂本健治委員長 他に質疑の発言はございませんか。

谷上副委員長。

○谷上 昇副委員長 ありがとうございます。

教育費から1点、質問させていただきます。

決算書297ページ、文化財調査研究事業、池上曾根遺跡発掘調査委託料について質問させていただきます。

他の議員も、いろいろ様々に議論されてきたと思いますが、多少重複するところはございますけども、御容赦いただきたいと思います。

まずは、令和6年度の池上曾根遺跡の発掘調査内容についてお聞きいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○森下 徹生涯学習部次長（文化遺産活用・久保惣記念美術館担当）兼文化遺産活用課長 文化遺産活用課長の森下です。

池上曾根遺跡の発掘調査委託料につきましては、史跡池上曾根遺跡の整備工事に伴う発掘調査を実施したのですが、発掘調査中に遺跡が毀損されていることが判明いたしました。そのため、追加の発掘調査も行っております。

調査費用の内訳につきましては、当初の調査が764万5,000円。毀損箇所が確認され、追加で必要となった調査費用が1,414万8,200円となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 谷上副委員長。

○谷上 昇副委員長 追加で必要となった調査費用が1,414万8,200円とのことですが、毀損被害の内容についてお聞きいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○森下 徹生涯学習部次長（文化遺産活用・久保惣記念美術館担当）兼文化遺産活用課長 文化遺産活用課長の森下です。

昨年6月、整備に伴う発掘調査を実施していましたところ、近年に伐採されたと思われる樹木が大量に埋まっている状況が見つかりました。

文化財保護法に違反しました史跡内において許可なく行われた現状変更であり、史跡の毀損に当たるものでございます。

以上です。

○坂本健治委員長 谷上副委員長。

○谷上 昇副委員長 ありがとうございます。

この件につきましては、さきの厚生文教委員会協議会において坂本委員長が指摘されておりましたが、私も全く同感でありますので今回質問させていただきました。

和泉市が全国に誇る宝であり、同時に日本の宝であります池上曾根遺跡が破壊されてしまったことに対して強い憤りを感じています。失われた遺跡は幾らお金を積んだとしても、二度と元に戻ることはありません。

また、今回の毀損被害で、池上曾根遺跡の整備事業に遅れが生じているだけでなく、次に控えている和泉黄金塚古墳など、他の文化財の整備事業にも影響が出てくることをお聞きしています。本当に許し難い行為だと思います。

こうしたことが二度と起こることのないよう、市は毅然とした態度で対応し、犯人特定に向けて徹底的に追及していただきたい。犯人が判明した場合は、賠償請求にもしっかり取り組んでいただき、また今後の整備に当たっては再発防止に向けた対策をしっかりと取っていただくよう強く要望して質問を終わります。

ありがとうございます。

○坂本健治委員長 他に質疑の発言はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質疑ないものと認め、第8款消防費、第5款教育費の質疑を終了いたします。

ここで理事者の一部入替えがありますので、しばらくの間お待ちいただけますか。

お待たせいたしました。

次に、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款諸支出金、第13款予備費を一括審査願います。

質疑の発言はありませんか。

原委員。

○原 重樹委員 原です。

もうごく簡単に聞いておきたいと思います。

309ページに長期債の元金やら利子のことが載っておりますけれども、私は起債残高のほうなんです、特に銀行からの借入れについて、ごく簡単に結構ですので、今の銀行からの借入れで、何というんでしょうか、金利別にどうなってるのか含めましてちょっと状況をお願いいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○左海裕幸総務部財政課長 財政課長の左海です。

銀行からの借入額につきまして、令和6年度決算における普通会計ベースの残高につきましては約54億3,000万円となっております、その内訳につきましては利率0.5%未満が約13億8,000万円、利率1.0%以上1.5%未満が約39億1,000万円、利率1.5%以上2.0%未満が約1億円、利率2.0%以上2.5%未満が約4,000万円となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 今言われたように、利率1.0%から1.5%がかなり多いということになるんですけれども、ちょっと改めまして、その利率等々を含めましてどういうふうに決定をしているのかということで、その決定方法等についても再度お願いいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○左海裕幸総務部財政課長 財政課長の左海です。

銀行からの借入れに当たりましては、令和6年度から全て入札により利率を決定しております、今後におきましても入札により利率を決定する方針でございます。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 これを大問題にしてきたときもありましたけども、入札でやっていくという

ことなので、それはもうそういうふうにしていただきたいというふうに思います。

あと、この利率で、2.0%から2.5%云々で、これは前のが残ってるのかという気もせんでもないですけども。いずれにしても金利そのものが上がってきてることはちょっと改めて聞いて事実なんで、これからのいわゆる起債の立て方といいますか、そういうものがかなりやっぱり問題になってくるだろうなということで言えば、その辺の財政計画含めてきちっとしていただくということはお願いをして終わります。

○坂本健治委員長 他に質疑の発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款諸支出金、第13款予備費の質疑を終了いたします。

以上で一般会計の歳出の質疑を終了いたします。

次に、一般会計の歳入を一括して審議を願います。

質疑の発言はありますか。

井阪委員。

○井阪雄大委員 大阪維新の会、井阪です。

1点お伺いいたします。

決算書91ページ、財政調整基金等の運用収入についてお聞きします。

令和4年10月の決算委員会において、それまで主に定期預金の運用をしていた基金の運用について、さらに利率のいい債券等で運用することを要望いたしました。そして、令和5年3月の予算委員会において、資金保管運用ガイドラインを策定の上、令和5年度から債券運用をスタートさせることを確認いたしました。

そこで、その後における基金の運用状況についてお聞きします。

令和5年度予算におきましては、財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金の3つの運用収入として約700万円が計上されており、当時の答弁では総額7億円の債券運用を予定しているということでした。

そして、令和6年度決算において、3つの基金の運用収入として約1,670万円の決算額となっており、令和5年度予算と比較して大きな金額となっていることから、令和5年度以降、債券での運用金額は増加しているものと推測するところです。

それでは、まず令和6年度の3つの基金の運用収入の決算額約1,670万円の運用先及びその金額の内訳についてお答えください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○左海裕幸総務部財政課長 財政課長の左海です。

令和6年度の財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金の3基金の運用収入約1,670万円の運用先及び金額の内訳でございますが、定期預金等による運用収入が約600万円、大阪府や兵庫県が発行する地方債ですとか、東日本高速道路株式会社等の債券購入による運用収入が約1,070万円となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 井阪委員、どうぞ。

○井阪雄大委員 令和6年度における債券の運用状況は分かりました。

定期預金よりもはるかに利率のいい債券での基金運用がスタートし、そしてその金額を増やしながら基金の運用収入が増加していることは大変喜ばしく思います。

債券の運用に当たっては、庁内の関係課で資金保管運用会議を開催の上、運用先や運用額を決定すると、過去の答弁において御説明がありました。

そこで、この資金保管運用会議の構成メンバー及び会議の開催状況についてお答えください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○堀 美弥子会計室長 会計室長の堀です。

資金保管運用会議の委員構成については、和泉市資金保管運用ガイドラインに規定しており、会計管理者、会計室長、財政課長のほか特別会計も含めた各基金の所管課長としています。

次に、会議の開催状況ですが、基本的に6月、10月の年2回開催しています。

会議の具体的な内容ですが、6月の会議では、前年度の決算状況を踏まえ、その年度に購入する債券の金額及び購入先を選定しています。そして、10月の会議では、次年度予算における基金運用収入を見込むべく、次年度における債券の購入予定額や想定される運用利率等について検討しています。

以上です。

井阪委員、どうぞ。

○井阪雄大委員 令和5年3月の予算委員会において、会計室や財政課だけでなく、全庁的に取り組んでほしいと要望しておりましたので、特別会計の基金を所管する部署も積極的に運用していただいていることに感謝しております。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

次に、基金運用する債券の購入に当たっては、1つの金融商品につき3億円を上限とする旨を資金保管運用ガイドラインに定めていると過去の答弁で認識しているところですが、私としては、安全性が確保されており、有利な利率の債券があるのであれば、あえて購入金額の上限を定める必要はないと考えております。

この金額の上限について、現在も同じルールで運用しているのかお答えください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○堀 美弥子会計室長 会計室長の堀です。

議員御指摘のとおり、資金保管運用ガイドライン策定時には、1つの金融商品につき3億円を上限としておりましたが、償還期間の短い債券であっても比較的高い利率が設定されている債券も発行されるようになってまいりました。

そのため、そうした有利な債券については積極的に活用することができるよう、令和6年度に資金保管運用ガイドラインを改正し、特別有利な金融商品に限り3億円の上限に限らず購入できるようにしています。

以上です。

○坂本健治委員長 井阪委員、どうぞ。

○井阪雄大委員 資金保管運用ガイドラインを改正し、有利な債券があれば購入金額に上限を設けず弾力的に運用していただいていることが分かりました。

今後におきましても、もちろん安全性を第一に考える必要がありますが、有利な債券があれば積極的に購入していただき、さらなる歳入の確保に努めていただきたいと思います。

そうした観点から、私としてはさらに債券運用を進めていただきたいと考えているところではありますが、市としての考えがあればお聞かせください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○堀 美弥子会計室長 会計室長の堀です。

令和6年度決算時点における債券保有額は約39億円で、和泉創発プラン2.0（素案）においても、債券運用の強化に取り組む旨を記載していることから、今後においても債券運用を進めてまいります。

しかしながら、各基金は各会計における資金繰りにも活用していることから、慎重に債券運用を図る金額を判断する必要があります。

つきましては、今後におきましても基金残額及び各会計の収支状況を見極めながら適切に対応してまいります。

以上です。

○坂本健治委員長 井阪委員、どうぞ。

○井阪雄大委員 本市における基金運用については、これまでの定期預金中心の保守的な運用から一步踏み出し、資金保管運用ガイドラインに基づき債券を活用した、より有利な運用へと転換されたことを高く評価しております。

特に、令和6年度においては、運用収入が約1,670万円と前年を大きく上回り、基金運用が着実に成果を上げていることは、市の財政基盤の強化に寄与するものと考えております。

また、資金保管運用会議において、会計室、財政課のみならず各基金の所管課も参画し、全庁的な視点から運用方針が検討されている点も大変意義深く、今後の透明性、機動性の高い運用に期待いたします。

さらに、令和6年度に資金運用ガイドラインを改正し、有利な債券に対しては3億円の上限にとらわれず柔軟に対応できるようになったことは、時勢に即した前向きな対応であり評価しております。

今後も債券市場の動向や金利情勢を的確に捉え、安全性を十分に確保しつつ、よりよい高い利回りが見込める債券の積極的な購入を進めていただきたいと考えております。限られた財源の中で、市の歳入確保を図る手段の一つとして、基金の効果的な運用は非常に重要です。今後においても債券運用の強化を一層推進していただくよう要望いたします。

併せて申し上げますと、どうしても歳出の議論に偏りがちな中で、私はこれまで一貫してどう稼ぐか、どう増やすかという歳入や投資の視点こそが持続可能な行政運営の鍵であると考えております。

今回の基金運用のように、限られた資金を有利に生かし、新たな財源を生み出す取組は非常に重要な意義を持つものだと考えております。

今後は、使うことを前提とした議論だけでなく、どう増やすか、どう生かすかという発想も全庁的に広げていくことが求められます。使う議論にとどまらず、増やす工夫を重ねてこそ、これからの自治体に求められる姿勢であると考えておりますので、そのような取組を併せて要望し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○坂本健治委員長 他に質疑の発言はございませんか。

原委員。

○原 重樹委員 もう簡単にやっていきます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

歳入92ページふるさと元気寄附金、ちょっと歳出の部分も入りますが、簡単にします。

それから、93ページの繰入金の問題です。

まず、92ページのふるさと元気寄附金の今の寄附のいわゆる状況について先にお答えください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○武市久美子環境産業部産業振興室商工来訪促進担当課長 商工来訪促進担当課長の武市です。

ふるさと元気寄附として頂きました寄附額は11億939万5,188円で、他の基金への寄附金を含めると総額12億221万6,953円となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 12億円寄附が来たということになるんですけども、じゃ、その寄附をするための費用というのも当然必要になるというふうに思いますので、費用と、それから市民が他の自治体に寄附をすると、それはそれでマイナスになってくるといいですか、そういうふうにもなると思いますので、いわゆる市民税の控除額等についてどうなってるのか、その2点をお願いいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○武市久美子環境産業部産業振興室商工来訪促進担当課長 商工来訪促進担当課長の武市です。

ふるさと元気寄附に係る返礼品費等の費用としましては5億4,860万5,353円となっております。

また、市民税の控除額につきましては7億4,855万7,274円となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 ということなんですけれども、簡単に言いますと、それでプラス・マイナスするとマイナスになるのではないかと思います、その点ではどうでしょうか。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○武市久美子環境産業部産業振興室商工来訪促進担当課長 商工来訪促進担当課長の武市です。

企業版を除く、ふるさと元気寄附の合計額11億5,365万3,454円から市民税の控除額と返礼品等の費用を差引きしますとマイナス1億4,350万9,173円となりますが、市民税の控除額の75%である5億6,141万7,956円が地方交付税として交付されることを考慮しますと、4億1,790万8,783円の増収となるものです。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 75%の地方交付税の算入があるからということで、4億何ぼのプラスになるというふうにおっしゃってますけど、それは考え方としてはそういうものなんでしょうけども、これはどこともやっていますからね、地方自治体。だから、地方交付税そのものの額が上がりや、そら額というか大きくなりや、それはということになりますけど、そうではないんで配分の仕方になると思うんで、その辺は申し上げておきたいというふうに思います。

それで、先ほど返礼品の話も出しましたが、ちょっと歳出のところへ入りますけども、広告料がありますよね。結局これを進めるためのね、ちょっとその辺幾らになってるのか中身も含めてお願いをいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○武市久美子環境産業部産業振興室商工来訪促進担当課長 商工来訪促進担当課長の武市です。

広告に関する費用につきましては、11役務費、ふるさと元気寄附広告料751万2,210円及び12委託料、ふるさと元気寄附広告宣伝委託料693万8,790円があり、内容としましては、各サイトに掲載している返礼品をより多くの人に見てもらうための、検索時点でのサイトトップへの表示できるよう設定するものや、サムネイルなどの画像の作成となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 そうということで1,400万円以上ですかね、ということになると思うんですけども、それはそれで聞いてはおきますけども、地方自治体からしたら、簡単に言ったらそういうことまでせんとなかなか競争に勝てないといいますか、そういう中身でということで寄附してもらえないというか、そういうことになってるんだろうなという気はしますので、それはそれでほんまにこういうものでいいのかということは、私は指摘をしておきたいと思います。

最後になりますけど、これはちょっと分からないんで聞いてるんですけど、前、報道というかテレビ見てましたら、ふるさと納税をした際のポイント付与の問題が出てて、これが正しいかどうか知りませんが、地方自治体の負担になってるというようなことを言ってる人もあったんですけども、たしか9月ぐらいでもう何か廃止になったというような話も聞きましたけれども、その辺では何か負担があるのかも含めまして教えてほしいと思います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○武市久美子環境産業部産業振興室商工来訪促進担当課長 商工来訪促進担当課長の武市です。

9月末で廃止となったポイント付与につきましては、総務省がさとふるや楽天といった各サイト間の寄附者獲得競争を激化させ、寄附者が自らの意思でふるさとやお世話になった自治体に寄附を行うといった本来の趣旨に反するとして、10月1日以降、全面的に禁止となりました。

このポイントにつきましては、各サイトが寄附者確保のために独自に行うサービスとなっておりますので、市の経費等には影響が出るものではございません。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 分かりました。

うちのサイトを使ってくれたら、このサイトの中でいろいろ買物もしてくれる云々で、それぞれのところがポイントをつけてたということで、自治体にはある意味関係ないといえれば関係ない。ただ、それがあまりにも激しくなったためだと思いますけれども、9月末でそれは全体の5割を超えたらあかんという中に入ったんでしょうけども、廃止になったということで、その辺は聞いておきたいというふうに思います。

次に、繰入金の問題です。

ちょっと繰入金の増減についてお願いをいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○左海裕幸総務部財政課長 財政課長の左海です。

令和5年度との比較になりますが、まず、財政調整基金につきましては、令和5年度では繰入れを行いませんでしたが、令和6年度は2億7,300万円を繰り入れましたので、2億7,300万円の増加となっております。

次に、公共施設整備基金につきましては、令和5年度では1億5,000万円を繰り入れましたが、令和6年度は8億1,700万円を繰り入れましたので、6億6,700万円の増加となっております。

次に、減債基金につきましては、令和5年度では1億5,000万円を繰り入れましたが、令和6年度は1億5,300万円を繰り入れましたので300万円の増加となっております。

ふるさと元気基金につきましては、令和5年度では4億円を繰り入れましたが、令和6年度は7億円を繰り入れましたので3億円の増加となっております。以上、令和6年度における4基金の繰入れ金額につきましては、令和5年度と比較しまして12億4,300万円の増

加となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 そうですね。かなりこの繰入金が増えてるなということも含めまして思ったんで聞かせてもらったということになるんですけども。

もう一点、簡単に結構です。

こうした基金の事業の充当先といいますか、どこに入れたのか、ちょっと大まかなところで結構ですので、簡単にお願いします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○左海裕幸総務部財政課長 財政課長の左海です。

まず、財政調整基金、公共施設整備基金につきましては、槇尾学園の整備、学校の大規模改造、新消防本部の整備、庁舎第1分館の改修等の事業に充当しております。

次に、ふるさと元気基金につきましては、病院事業の遠隔操作型内視鏡下手術システム、いわゆるダヴィンチの購入、いずみ希望塾、市民活動推進支援金等の事業に充当しております。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 基金そのものがかなりやっぱり増えてるといいますか、充当先も今言っていたいただきましたけれども、要するに取り崩してるわけですけども、今後のこの基金の繰入れについて、どういうふうを考えてるのかお示してください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○左海裕幸総務部財政課長 財政課長の左海です。

財政調整基金、公共施設整備基金、減債基金のいわゆる3基金の繰入れにつきましては、和泉創発プランの収支見通しでお示している金額を基本としておりまして、令和6年度におきましてもおおむね計画どおりとなっております。

また、ふるさと元気基金につきましては寄附金額も増加傾向にありますことから、寄附者の意向を踏まえるべく積極的な活用を図っております。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 最初に言いましたが、12億円ほど増えてると、基金の繰入れがということ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

になるんですけれども、今回、令和6年度の決算というのは、簡単に言ったら3億何ぼやったか何かの実質収支で言えば黒字になってるわけですけども、それはもうこういう基金の繰入れがなかったら、単純計算でいけばですよ、ということになってしまうわけで、創発プランで示すように予定どおりやってるというんですから、それはそれでの話で使ったらあかんということではないですけども、ほんまに今後のことを考えたらちょっと慎重に扱うべきだし、そればかりでいいのかということは、これは申し上げておきます。

以上で終わります。

○坂本健治委員長 他に質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、歳入の質疑を終了いたします。

以上で、認定第1号 令和6年度和泉市一般会計決算認定についての歳出及び歳入の質疑を終了いたします。



◎延会宣告

○坂本健治委員長 お諮りいたします。

本日はこれにて延会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

なお、明日も引き続き委員会を開催いたしますので、定刻参集願いますよう、よろしくお願ひします。

それでは、本日はこれにて延会いたします。ありがとうございました。

(午後4時29分延会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

委員長

坂 本 健 治